

岩手県林業成長産業化総合対策事業（間伐材生産、資源高度利用型施業、路網整備・機能強化対策）実施要領の運用について

平成30年7月27日 制 定 森整第342号
令和元年7月18日 一部改正 森整第198号
令和2年7月2日 一部改正 森整第298号
令和3年6月3日 一部改正 森整第233号

（目的）

- 第1 この運用通知は、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別表1の事業内容のうちⅠの1「間伐材生産」、「資源高度利用型施業」、「路網整備・機能強化対策」に係る岩手県林業成長産業化総合対策事業（以下「本事業」という。）の事務処理及び実施に当たっての留意事項（以下「事務処理等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業の事務処理等については、次の要綱・要領等によるもののほか、この運用通知によるものとする。
- （1） 林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。「以下「国交付要綱」という。）
 - （2） 国の実施要綱
 - （3） 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）
 - （4） 補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成5年3月24日付け5林野政第15号林野庁長官通知）
 - （5） 岩手県林業成長産業化総合対策事業費補助金交付要綱（平成30年6月18日付け林振第188号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）
 - （6） 岩手県林業成長産業化総合対策事業実施要領（平成30年6月18日付け林振第189号農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）
 - （7） 林業経営体等能力向上支援対策実施要領（令和2年6月25日付け2林整整第424号-1林野庁長官通知。以下「国支援対策要領」という。）

（事業種目別基準等）

- 第2 本事業の事業内容、事業対象経費等及び採択要件については、国実施要綱、国実施要領及び国支援対策要領に定めるほか、別紙1のとおりとする。
- 2 国実施要綱別表1に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）のうち、選定経営体については、林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）及び林業事業体に関する情報の登録・公表について（平成23年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知）に基づき、知事が別に登録及び公表した林業経営体とする。

（事業計画書の提出及び承認）

- 第3 本事業の実施を希望する事業実施主体は、県実施要領別記の1の規定により、

県実施要領様式第1号及び様式第1-1号により事業計画書を作成し、それを所管する広域振興局長（以下「局長」という。）を通じて県実施要領様式第2号により知事に承認申請するものとする。その際には、県実施要領別記の2の規定にある添付資料のほか、事前点検シート（様式1-1又は1-2のうち実施するメニューに該当する様式）も併せて添付すること。なお、資源高度利用型施業において、末木枝条の集材から植栽までの作業を複数の事業者が行う場合には、いずれかの事業者が代表して、事業実施主体となるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により局長から本事業に係る事業計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、成長産業化事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（以下「長官」という。）へ承認を申請するものとする。
- 3 知事は、長官から前項の事業計画の承認を得たときは、県実施要領別記1の2の規定により、事業実施主体から申請のあった事業計画を承認の上、局長を通じて、事業実施主体にその旨通知するものとする。

（補助金交付申請前に行う事務）

第4 事業実施主体は、前項による事業計画の承認を得た後、補助金交付申請前に実施設計書（様式2-1から2-6号までのうち実施するメニューに該当する様式）を作成し、局長に提出の上、審査を受けるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の審査の結果、局長から検討事項を示されたときは、設計図書の補正等を行い、指定期日までに再提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、関係法令等に定められている規制事項、許認可の方法等を確認の上、早期に所要の手続を完了するとともに、関係者等の同意を得ておくものとする。

国及び県が法令等により規制するものとして、概ね次のものがある。

- ア 森林法に基づく許可及び届出
- イ 農地法に基づく農地転用の許可
- ウ 砂防法、河川法及び地すべり等防止法に基づく許可
- エ 自然公園法に基づく許可及び届出
- オ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づく認定
- カ 自然保護条例に基づく許可
- キ 労働関係法令に基づく届出

- 4 事業実施主体は、補助金交付申請前に前項に掲げる施行地に係る状況の把握、森林所有者の同意等の手続等が全て完了していることについて、確認するものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第5 農林水産部長（以下「部長」という。）は、農林水産大臣から交付金の交付決定があったときは、第3第3項にて承認された事業計画に基づき、予算の範囲内で補助金額を決定し、局長に内示するとともに、予算の令達を行うものとする。

- 2 局長は、前項の補助金の内示に基づき、事業実施主体に対し様式3号により補助金の内示を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、前項の内示を受理したときは、県交付要綱別表第2に規定する

岩手県林業成長産業化総合対策事業費補助金交付申請書（県交付要綱様式第1号）を作成し、次の(1)～(3)に掲げる書類を添付の上、別に定める期日までに局長に提出するものとする。

- (1) 実施設計書（様式2-1から2-6号までのうち実施するメニュー等に該当する様式）
- (2) 岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金交付申請に係るチェックリスト（様式4-1又は5-1号のうち実施するメニューに該当する様式）
- (3) 国実施要領第1第3項第2号に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」（ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。）

なお、資源高度利用型施業にあつては、末木枝条の集材から植栽までの作業を複数の事業体が行う場合には、それぞれの役割及び関係性が分かる資料（任意様式）を添付すること。

- 4 局長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金交付決定を行うとともに、岩手県林業成長産業化総合対策事業交付決定状況報告書（様式6号）に、交付申請書及び交付決定通知の写しを添えて、部長に提出するものとする。なお、局長による審査は、岩手県林業成長産業化総合対策事業に係る審査チェックリスト（様式4-2又は5-2号のうち実施するメニュー等に該当する様式）により行うものとする。
- 5 路網整備・機能強化対策にあつては、事業実施主体は、別に定める「岩手県林業専用道（規格相当）及び森林作業道に係る設計・技術審査会規約」に基づき、設計・技術審査会に諮る必要性が生じた場合、設計図書を含む当該路線の実施計画の内容及び理由等について、事前に審査を受けるものとする。

（事業の実施）

第6 局長は、事業実施主体への補助金交付及び本事業実施の指導監督に係る事務を行うものとする。

- 2 事業実施主体は、第5第4項の補助金交付決定に基づき本事業に着手するものとする。また、次に掲げる事由により、やむを得ず農林水産大臣からの交付金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、事前に、局長に協議するものとする。
 - (1) 本事業の性格上、事業の実施に期間的制約を受ける場合
 - (2) 本事業の実施上、特に長期間を要する場合
 - (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できる場合
 - (4) 他事業と密接な関連があり、早期着手が必要とされる場合
 - (5) 事業計画に掲げる目標達成のため、特に早期着手が必要とされる場合
 - (6) その他特に早期着手が必要とされる場合
- 3 事業実施主体は、前項の協議をする場合は、その必要性を十分検討した上で、理由を具体的に付し、岩手県林業成長産業化総合対策事業に係る国からの交付金交付決定前着手協議書（様式7号）（以下「国交付決定前着手協議書」という。）に実施設計書（様式2-1から2-6号までのうち実施するメニュー等に該当する様式）を添付し、局長に協議するものとする。

- 4 局長は、前項の国交付決定前着手協議書を受理したときは、協議の理由及び提出された実施設計書の内容が適正であることを確認し、意見を付して部長に協議するものとする。
- 5 部長は、前2項による国交付決定前着手協議書の提出を受け、これを審査の上、やむを得ない事情があると認めるときは、知事が、国実施要領様式9により長官に交付金交付決定前着手届を提出したうえで、部長は、様式8号により局長へ同意の通知を行うものとする。部長から同意の通知を受けた局長は、様式9号により協議のあった事業実施主体に対し同意の通知を行うとともに、第5第4項の規定により、補助金交付決定を行う。
- 6 事業実施主体は、直営で本事業を実施する場合にあっては、自ら材料を購入し、作業員を雇用して直接本事業を実施するものとする。ただし、自ら施行することが困難な工事又は事情がある場合には、その部分を請負又は委託により実施することができるものとする。この場合、事業実施主体は、公正な請負又は委託契約を締結し、適正に実施しなければならない。
- 7 事業実施主体は、請負、委託及び売買により本事業を実施する場合にあっては、一般競争入札又は指名競争入札により行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、随意契約により行うことができるものとする。この場合、契約内容又は地域的特殊事情により契約の相手方が特定される場合を除き、三者以上の見積合せにより契約の相手方を決定するものとする。
 - (1) 性質又は目的が競争入札に適さないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (4) 時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することが見込まれるとき。
 - (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- 8 事業実施主体は、本事業に着手したときは、岩手県林業成長産業化総合対策事業着手届（様式10号）を局長に提出するものとする。
- 9 事業実施主体は、入札等の結果、事業費に減額が生じたときは、第8により事務を行うものとする。
- 10 工事等の監督は、事業実施主体の長が任命する監督員が当たるものとし、事業実施主体が定める監督要領のほか、「岩手県治山林道請負工事施工管理基準」、「岩手県営建設工事監督規程」、「岩手県治山林道請負工事監督要領」、「岩手県治山林道工事監督技術基準」等に準じて適正に行うものとする。
- 11 局長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、事業実施主体に対して本事業の実施状況を調査し、又は必要な報告を求めることができる。
- 12 局長は、本事業の毎月末の実施状況について、部長に報告しなければならない。
- 13 事業実施主体は、不測の事態の発生等、やむを得ない事情により、当該年度内での本事業の完了が困難となったときは、事実発生時に局長と協議し、その事務処理の指示を受けるものとする。

(事業計画の変更に係る事前協議)

第7 事業実施主体は、県実施要領別記の3に規定する事業計画の変更が生じたときは、事前に局長に協議するものとする。

2 局長は、前項の内容を知事に報告するものとする。

(補助金の変更等)

第8 事業実施主体は、事業の内容に県交付要綱第4の1の(1)から(7)までに該当する変更(以下「重要な変更」という。)及び次の(1)から(4)までに掲げる変更(以下「軽微な変更」という。)が生じたときは、様式11号により局長に協議するものとする。

(1) 事業種目相互間における事業費の流用

(2) 施行箇所の追加、廃止及び変更

(3) 補助金額の変更

(4) 事業完了予定年月日の変更

2 局長は、前項の規定による協議の内容を審査し、次の(1)から(3)の場合、意見を付して様式12号により部長に協議するものとする。ただし、次の(1)から(3)に該当しない場合は、様式13号により事業実施主体に承認の通知を行うものとする。

(1) 重要な変更該当するとき

(2) 補助金が令達された予算の範囲内で調整できないとき

(3) 関連条件整備活動の事業費を増額するとき

3 部長は、前項の規定による協議の内容を審査の上、適当と認められるときは、事業費の県内調整を行い、国交付要綱の別表2に規定する重要な変更該当するときは、長官の承認を得た上で、予算の範囲内で様式14号により局長に承認の通知を行うとともに、予算の令達を行うものとする。

4 局長は、前項の通知を受理したときは、様式13号により事業実施主体に承認の通知及び変更の内示を行うものとする。

5 事業実施主体は、第2項及び前項の通知を受理したときは、岩手県林業成長産業化総合対策事業変更承認申請書(県交付要綱様式第4号)に関係書類を添えて、局長に提出するものとする。

6 局長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金の変更交付決定を行うとともに、岩手県林業成長産業化総合対策事業交付決定状況報告書(様式6号)に変更承認申請書及び変更交付決定通知の写しを添えて、部長に提出するものとする。

(補助対象の経費)

第9 事業実施主体が消費税法第57条第1項第1号に該当する事業者(以下「課税事業者」という。)のうち、原則課税方式を適用している場合は、消費税相当額を補助対象経費に含めないものとする。

(検査及び調査)

第10 事業実施主体が行う検査は、次のとおりとする。

(1) 出来高検査

- ア 工事等の完成前に、出来高部分の前金払を行う場合の検査
 - イ 工事等の完成前に、出来形部分の使用のために行う検査
 - ウ 本事業の繰越に当たって、出来高部分の確認のために行う検査
 - エ 契約を解除する必要があるときに行う検査
 - オ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号）第 6 条に定める補助金等交付決定の取消に伴う補助金等の請求を行う場合の検査
- (2) 中間検査
- ア 工事等が災害により被害を受け、設計変更が必要になった場合に被害範囲を確認する必要があるときに行う検査
 - イ 工事完成後では確認が困難な部分について、あらかじめ確認する必要があるときに行う検査
- (3) 完成検査
- 契約相手から完成届の提出を受け、工事等の完成を確認する場合に行う検査
- 2 検査の実施に当たっては、事業実施主体自らが定める検査要領等に基づき、事業実施主体の長から指名を受けた検査員が、速やかに実施するものとする。
- なお、路網整備・機能強化対策の検査については、「岩手県営建設工事検査規則」、「岩手県治山林道請負工事検査要領」及び「岩手県治山林道請負工事検査基準」に準じて実施するものとする。
- 3 事業実施主体は、出来高検査の結果、出来高部分の完了を認めたときは、速やかに岩手県林業成長産業化総合対策事業出来高調査依頼書（様式 15 号）に併せ、県交付要綱第 7 第 2 項の規定により、岩手県林業成長産業化総合対策事業費補助金前金払請求書（県交付要綱様式第 6 号）、出来高部分の事業費精算書（様式 19-1 号から 19-6 号までのうち実施するメニュー等に該当する様式）、出来高部分の事業精算集計表（様式 20-1 号から 20-6 号までのうち実施するメニュー等に該当する様式）及び別紙 4 に掲げる資料を局長に提出し、出来高部分の調査を依頼するものとする。
- 4 事業実施主体は、中間検査を行う場合、岩手県林業成長産業化総合対策事業中間検査立会依頼書（様式 16 号）を局長に提出し、立会いを得ることができるものとする。
- 5 事業実施主体は、完成検査の結果、全ての本事業が完了したと認めたときは、速やかに岩手県林業成長産業化総合対策事業完了届（様式 17 号）（以下「完了届」という。）に併せ県交付要綱第 9 の規定により、補助金に係る請求書類（県交付要綱様式第 2、3、5 号）、課税業者にあつては消費税仕入控除税額集計表（県交付要綱様式別紙 1）、事業精算書（様式 19-1 号から 19-6 号までのうち実施するメニュー等に該当する様式）、事業精算集計表（様式 20-1 号から 20-6 号までのうち実施するメニュー等に該当する様式）及び別紙 4 に掲げる資料を局長に提出するものとする。
- 6 局長は、第 3 項の出来高調査依頼書、第 4 項の中間検査立会依頼書又は前項の完了届を受理したときは、調査員を指名し、次に掲げる調査を行うものとする。
- (1) 出来高調査
- 出来高調査依頼書の提出を受けて行う調査
- (2) 中間調査
- 検査立会依頼書の提出を受けて行う調査であるほか、局長が管理者の責務と

して計画どおりに事業が進捗しているかどうかを把握する観点から、新技術を用いた機械施設等の導入など過去の実績により難しい場合について、工事の主要な段階において事業主体を通じて行う調査

(3) 完了確認調査

補助金に係る請求書類並びに完了届の提出を受けて行う調査

- 7 局長は、前項の調査を実施するときは、部長が別に定める確認調査要領に基づき行うものとする。

(補助金の算定)

- 第11 本事業の補助金の額は、事業完了後（又は出来高調査後）に、知事が別に定める定額単価または国支援対策要領に定める定額単価と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。

(森林経営計画の作成に関する確約等)

- 第12 森林法第11条に規定する森林経営計画を作成していない森林で本事業を実施する場合は、次の条件を満たさなければならない。ただし、本事業の内、国支援対策要領に基づき事業を実施する場合は、この限りではない。

- (1) 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）、又は本事業を実施する森林が存する同条第1号ロに定める区域内に林班計画若しくは同条第1号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は本事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できること。
- (2) (1)に該当しない場合は、本事業の完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できること。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間に(1)に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、(1)と同様の取扱いとする。
- 2 前項(1)及び(2)の取扱いについては、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）を準用する。
- 3 第1項の森林に係る補助金交付申請に当たっては、(1)については森林経営計画作成に関する確約書（様式18-1号）、(2)については森林経営計画作成に関する念書（様式18-2号）を添付するものとする。

(事業実施に係る森林所有者の同意)

- 第13 事業実施主体が自己所有林以外の森林を対象に本事業を実施するときは、当該森林の所有者と受委託契約を締結するものとする。この場合、契約様式は、別紙5を参考にするものとする。ただし、森林経営委託契約を締結している場合は、この限りでない。

(施行地等の転用等)

第14 事業実施主体は、本事業の施行地等について、本事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合（本事業の施行地等の売り渡し、若しくは譲渡、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本事業の施行地が森林以外の用途に転用される場合を含む。）又は本事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合は、事前に知事の承認を受けるとともに、当該転用又は伐採除去に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。

(関係書類等の整備)

第15 事業実施主体は、本事業の関係書類の整備及び諸手続を適正に行い、その証拠書類も併せて保存するものとする。

なお、関係書類とは、第4第3項に掲げる許認可に係るもののほか、別紙2に掲げるものとする。

2 本事業実施に係る写真撮影及び保存等の基準は、別紙3によるものとする。

(実績報告等)

第16 局長は、第10第6項の(3)の規定による完了確認調査の結果、完了と認められたときは、第10第5項の規定により事業実施主体から受理した書類及び岩手県補助金交付規則（昭和32年11月5日付け規則第71号）第13条第2項の規定により事業実施主体に対し補助金を交付した旨が分かる書類の写しを速やかに部長に提出するものとする。ただし、別紙4に掲げる資料は添付を省略できるものとする。

(成果台帳の整備)

第17 事業実施主体は、森林作業道を開設したときは、森林作業道整備実施基準（平成23年10月21日付け森整第503号農林水産部長通知）第6に規定する森林作業道台帳を作成し、正本を保管するとともに、副本1通を作成し、局長に提出するものとする。

附 則

この運用通知は、平成30年7月27日から施行し、平成30年度の本事業から適用する。

附 則

この運用通知は、令和元年7月18日から施行し、令和元年度の本事業から適用する。

附 則

この運用通知は、令和2年7月2日から施行し、令和2年度の本事業から適用する。

附 則

この運用通知は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度の本事業から適用する。

別紙 1 (第 2 関係)

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
<p>1 間伐材生産 (1) 間伐材生産 (不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の選木、伐倒、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備の実施)</p>	<p>1 国実施要綱別表 1 の I の 1 の補助率等の林野庁長官が別に定める基準に基づき知事が定める定額は、別に定める定額単価に間接費相当分の経費を加えた額とする。</p> <p>2 間伐材生産の実施に要する経費 (1) 直営施行の場合 ア 対象となる経費は、直接費（資材費、労務費、機械経費）、間接費（共通仮設費、現場監督費、社会保険料等）とする。 イ 直接費は、要する経費の積上により算定するものとする。 ウ 間接費は、 (7) 共通仮設費（運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費） (イ) 現場監督費（労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、（社会保険料等に含まれる社会保険料及び機械経費の機械器具等損料に含まれる保険料を除く。）従業員給与手当、退職金、福利厚生費、通信交通費） (ウ) 社会保険料等（現場で作業する作業者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分並び退職金共済制度の掛金）とする。 エ 共通仮設費は、要する経費の積上げにより算定するものとする。 オ 現場監督費は、次に掲げるいずれかに該当する場合に計上できるものとする。 (7) 事業実施主体又は、事業実施主体から請け負った林業事業体等がそれぞれと雇用契約にある労働者により現場作業を行った場合。 (イ) 事業実施主体の依頼により、一人親方等が現場作業に従事し、事業実施主体が、当該一人親方等の実質的管理・監督業務を行い、その状況を記録した資料を有している場合。</p>	<p>1 事業対象地は、原則として、森林法第 11 条に規定する森林経営計画対象森林であること。</p> <p>2 生産基盤強化区域内で行う森林資源の質的向上及び林業成長産業化に資する間伐材生産であること。</p> <p>3 市町村森林整備計画に定められた間伐の基準に留意すること。また、森林経営計画対象森林に該当する場合は、森林経営計画で定める施業の方法に即して実施すること。</p> <p>4 1 施行地は 0.1 ヘクタール以上であること。1 施行地とは、原則として接続する区域とする。</p> <p>5 事業実施主体が行う間伐材生産の施行地における伐採木の平均搬出材積（搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値）の下限は設けないものとする。 ただし、施行地面積の過半から搬出することと。</p> <p>6 育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合、又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上を伐採すること。 ただし、伐採材積率は原則 35%以下とし、間伐実施後おおむね 5 年以内に樹冠疎密度が 8 割に回復する見込みであること。</p>

事業内容	事業対象経費等	採択要件等																														
	<p>(ウ) 事業実施主体（生産森林組合又は特定非営利法人等の法人に限る。）の構成員が現場作業に従事し、その構成員の一部の労働者が実質的な作業の管理・監督を行い、その状況を記録した資料を有している場合。</p> <p>現場監督費の算定は、原則、要する経費の積上げによることとするが、これにより難しい場合は、直接費と共通仮設費の合計額の16%以内を計上できるものとする。</p> <p>カ 社会保険料等は、要する経費の積上により算定できるものとする。</p> <p>ただし、積上による算定が困難な場合は、施行地ごとに、事業に従事した各作業員の社会保険等の加入状況に応じ、下表3の右欄に示す点数を合計し、当該作業員数で除して算出される平均点数に応じて、直接費と共通仮設費の合計額に下表4の右欄に示す率を乗じた額を加算できるものとする。</p> <p>表3</p> <table border="1" data-bbox="523 1173 1002 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険の種類</th> <th>加入している場合の点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">労災保険</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雇用保険</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">健康保険</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚生年金保険</td> <td>9点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">退職者 共済 制度</td> <td>林業退職金共済制度以外</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>林業退職金共済制度</td> <td>3点</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4</p> <table border="1" data-bbox="536 1688 989 1897"> <thead> <tr> <th>平均点数</th> <th>加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7点未満</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>7点以上13点未満</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>13点以上22点未満</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>22点以上</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 請負施行の場合 対象となる経費は、請負費及び測量設計費等とする。</p>	保険の種類		加入している場合の点数	労災保険		6点	雇用保険		1点	健康保険		5点	厚生年金保険		9点	退職者 共済 制度	林業退職金共済制度以外	2点	林業退職金共済制度	3点	平均点数	加算率	7点未満	0%	7点以上13点未満	5%	13点以上22点未満	9%	22点以上	15%	<p>7 対象林分は次の森林であること。</p> <p>(1) 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない森林。</p> <p>(2) 間伐実施後5年以内に皆伐が予定されていない森林。</p>
保険の種類		加入している場合の点数																														
労災保険		6点																														
雇用保険		1点																														
健康保険		5点																														
厚生年金保険		9点																														
退職者 共済 制度	林業退職金共済制度以外	2点																														
	林業退職金共済制度	3点																														
平均点数	加算率																															
7点未満	0%																															
7点以上13点未満	5%																															
13点以上22点未満	9%																															
22点以上	15%																															

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
<p>(2) 除伐・保育間伐・衛生伐</p> <p>除伐 （下刈りが終了したⅤ齢級以下（天然林にあっては、Ⅶ齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰）</p> <p>保育間伐 （間伐木の搬出を伴わない適正な密度管理を目的とするⅦ齢級以下の不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰）</p> <p>衛生伐 （松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却及び薬剤処理）</p>	<p>1 定額単価は、国支援対策要領別紙2のⅠの（1）のアの表に掲げる定額の単価に間接費相当分の経費（及び衛生伐にあっては資材代）を加えた額とする。</p> <p>2 除伐・保育間伐・衛生伐の実施に要する経費は「1 間伐材生産」(1) に準ずる。</p>	<p>1 生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域（生産基盤強化区域の設定目安の100haに満たないものの合板・製材工場等の集荷圏にある区域又は生産基盤強化区域と路網により接続している周辺区域）内で行う事業であること。</p> <p>2 市町村森林整備計画に定められた施業の基準に留意すること。また、森林経営計画対象森林に該当する場合は、森林経営計画で定める施業の方法に即して実施すること。</p> <p>3 1 施行地は0.1ヘクタール以上であること。1 施行地とは、原則として接続する区域とする。</p> <p>4 保育間伐において不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合、又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上を伐採すること。 ただし、伐採材積率は原則35%以下とし、間伐実施後おおむね5年以内に樹冠疎密度が8割に回復する見込みであること。</p> <p>5 除伐において不用木の除去（育成しようとする樹木の生育の妨げとなる木竹を伐採することをいう。）のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去すること。</p>

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
		<p>6 対象林分は次の森林であること。</p> <p>(1) 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない森林。</p> <p>(ただし、直近の間伐等の伐採率が、10パーセント以上20パーセント未満である場合や、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であって、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化その他公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。)</p> <p>(2) 間伐実施後5年以内に皆伐が予定されていない森林。</p>

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
(3) 関連条件整備活動 ア 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	<p>1 知事が定める定額は、1ヘクタール当たり1万8千500円以内とする。</p> <p>2 対象となる経費は、左記に要する経費とし、その内訳は、技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、資機材購入費とする。 ただし、自己所有林で事業を実施する場合は対象とならない。</p>	<p>1 対象森林が森林経営計画を策定していないこと。</p> <p>2 対象森林や対象森林所有者の特定など、事業に着手するうえで必要な活動であること。</p> <p>3 補助金交付決定後に行う事業着手前に要する経費が対象となること。</p> <p>4 対象森林を特定することを目的とした事前測量に要する経費は、対象にできること。</p> <p>5 関連条件整備活動の事業費は、事業実施主体毎に、「1 間伐材生産」に係る事業費全体（関連条件整備活動を含む）の20/100を超えないものとする。ただし、局長が事業実施上必要と判断する場合を除く。</p> <p>6 関連条件整備活動のみの採択はしない。</p>
(3) 関連条件整備活動 イ 森林作業道整備	<p>1 国実施要綱別表1のIの1の補助率等の長官が別に定める基準に基づき知事が定める定額は1メートル当たり2千円以内とする。</p> <p>2 森林作業道の整備に要する経費 (1) 直営施行の場合 ア 対象となる経費は、「1 間伐材生産」(1)の直営施行の場合に準ずる。 (2) 請負施行の場合 ア 対象となる経費は、請負費、測量設計費、工事雑費及び事務雑費とし、請負費の内訳は、資材費、労務費、機械経費（以上を直接工事費という。）、運搬費、準備費、役務費、営</p>	<p>1 間伐材生産と一体的に実施すること。</p> <p>2 森林作業道の規格は、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日付け森整第27号農林水産部長通知、以下「岩手県森林作業道作設指針」という。）に適合し、森林作業道開設基準（平成23年10月21日森整第504号）の要件を満たすこと。</p> <p>3 事業費の1メートル当たり単価に上限を設け、4千</p>

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
	<p>繕費、安全費、現場監督費、社会保険料等（以上を間接工事費という。）とする。</p> <p>イ 工事雑費及び事務雑費の合計額は、本工事費に1,000分の45を乗じて得た額以内とし、積上で積算するものとする。</p> <p>ウ 工事雑費は、事業実施主体が現場事務所において直接必要とする経費とし、その内容は、報酬、賃金、共済費、報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕料、通信運搬費、自動車損害保険料、委託料、使用料及び賃借料、機械器具費（汎用性のあるものは除く）とする。</p> <p>エ 事務雑費は、事業実施主体が事業遂行に必要な経費とし、その内容は、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、自動車損害保険料、機械器具費（汎用性のあるものは除く）とする。</p>	<p>円とし、その額を超えないものとする。</p> <p>ただし、上限を超える必要がある場合にあっては、事業実施主体が局長にその必要性を協議すること。</p> <p>4 関連条件整備活動の事業費は、事業実施主体毎に、「1 間伐材生産」に係る事業費全体（関連条件整備活動を含む）の20/100を超えないものとする。ただし、局長が事業実施上必要と判断する場合を除く。</p> <p>5 作設する森林作業道について、施行地内の延長は、施行地外の延長以上であること。</p>
<p>2 資源高度利用型施業 (1)資源高度利用型施業</p>	<p>1 国実施要綱別表1のIの1における補助率等の林野庁長官が別に定める基準に基づき知事が定める定額は、別に定める定額単価に間接費相当分の経費を加えた額以内とする。</p> <p>なお、事業の対象となる工種は以下のとおりとする。</p> <p>(1)末木枝条の集材 (2)地拵 (3)苗木運搬 (4)植栽</p> <p>2 資源高度利用型施業の実施に要する経費は「1 間伐材生産」(1)に準ずる。</p>	<p>1 主伐と再生林を一貫した作業工程の中で実施することにより、地拵の簡略化等による再生林コストの低減を図り、森林資源の確実な更新を推進するモデル的な取り組みであること。</p> <p>2 生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）及びそれと連携して行う再生林であること。</p> <p>3 集材と再生林の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と再生林の実施年度が同年度であること。</p> <p>4 1 施行地は0.1ヘクタール以上であること。1 施行地とは、原則として接続する区域であること。また、</p>

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
		<p>施行地面積は、植栽面積とし、施行地内に作業道等がある場合は、それを除いた面積であること。</p> <p>5 植栽する樹種は、岩手県の森林整備事業において対象としている樹種とする。植栽本数密度は、市町村森林整備計画で定める人工造林の標準的な方法に留意し、造林木の適正な育成が図られる範囲で選択すること。</p> <p>6 事業対象林分は次の森林であること。</p> <p>(1) 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林。</p> <p>(2) 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない森林。</p> <p>(3) 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に事業実施箇所を森林以外の用途に転用又は地上の立木の全面伐採除去を行う予定のない森林。</p> <p>7 事業対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、末木枝条部分の搬出材積の算出方法は、以下の方法を参考とすること。</p> <p>(1) 出荷伝票・入荷伝票による材積</p> <p>(2) 立木材積の20%</p> <p>※岩手県内の一般的な主伐に伴う林地未利用率</p>

事業内容	事業対象経費等	採択要件等														
<p>(2) 人工造林・下刈り</p> <p>人工造林 (育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種及び施肥)</p> <p>下刈り (植栽により更新したⅡ齢級以下の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥)</p>	<p>1 定額単価は、国支援対策要領別紙2のⅠの(2)のアの表に掲げる定額の単価に間接費相当分の経費(及び植栽にあつては苗木代)を加えた額とする。 なお、苗木代は下表の単価を用いて積算すること。</p> <p>表. 苗木単価 (1本当たり)</p> <table border="1" data-bbox="523 521 1023 801"> <thead> <tr> <th>植栽した樹種</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>146.1</td> </tr> <tr> <td>アカマツ</td> <td>68.6</td> </tr> <tr> <td>カラマツ</td> <td>95.1</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>149.8</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>130.0</td> </tr> <tr> <td>コンテナ苗</td> <td>199.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 人工造林・下刈りの実施に要する経費は「1 間伐材生産」(1)に準ずる。</p>	植栽した樹種	単価(円)	スギ	146.1	アカマツ	68.6	カラマツ	95.1	ヒノキ	149.8	広葉樹	130.0	コンテナ苗	199.7	<p>1 生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域(生産基盤強化区域の設定目安の100haに満たないものの合板・製材工場等の集荷圏にある区域又は生産基盤強化区域と路網により接続している周辺区域)内で行う事業であること。</p> <p>2 人工造林については、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出に基づき本事業を実施すること。 また、国支援対策要領第4の(2)の規定により、令和2年度補正予算(第3号)の予算成立日以前に樹木の伐採が行われた跡地において実施するものに限る。</p> <p>3 1施行地は0.1ヘクタール以上であること。1施行地とは、原則として接続する区域とする。</p> <p>4 植栽する樹種は、岩手県の森林整備事業において対象としている樹種とする。植栽本数密度は、市町村森林整備計画で定める人工造林の標準的な方法に留意し、造林木の適正な育成が図られる範囲で選択すること。</p>
植栽した樹種	単価(円)															
スギ	146.1															
アカマツ	68.6															
カラマツ	95.1															
ヒノキ	149.8															
広葉樹	130.0															
コンテナ苗	199.7															

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
(3) 関連条件整備活動 ア 対象森林の調査 及び森林所有者の 同意取付け等	対象となる経費は、「1 間伐材生産」(3)アに準ずる。	<p>1 関連条件整備活動の事業費は、事業実施主体毎に、「2 資源高度利用型施業」に係る事業費全体（関連条件整備活動を含む）の20/100を超えないものとする。ただし、局長が事業実施上必要と判断する場合を除く。</p> <p>2 その他の採択要件等は、「1 間伐材生産」(3)アに準ずる。</p>
(3) 関連条件整備活動 イ 森林作業道整備	対象となる経費は、「1 間伐材生産」(3)イに準ずる。	<p>1 資源高度利用型施業と一体的に実施し、作業効率化及びコスト低減が図られるためのものであること。</p> <p>2 関連条件整備活動の事業費は、事業実施主体毎に、「2 資源高度利用型施業」に係る事業費全体（関連条件整備活動を含む）の20/100を超えないものとする。ただし、局長が事業実施上必要と判断する場合を除く。</p> <p>3 その他の採択要件等は、「1 間伐材生産」(3)イに準ずる。</p>
(3) 関連条件整備活動 ウ 鳥獣害防止施設 等の整備	<p>1 知事が定める定額は、岩手県の森林整備事業に係る鳥獣害防止施設等整備の標準単価に1/2を乗じた額以内とする。</p> <p>2 対象となる経費は、労務費、資機材購入費及び共通仮設費とする。</p>	<p>1 資源高度利用型施業と一体的に実施し、植栽木の鳥獣害防止に効果があるもの。</p> <p>2 関連条件整備活動の事業費は、事業実施主体毎に、「2 資源高度利用型施業」に係る事業費全体の20/100を超えないものとする。ただし、局長が事業実施上必要と判断する場合を除く。</p>

事業内容	事業対象経費等	採択要件等																		
<p>3 路網整備・機能強化対策</p> <p>(1) 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>ア 林業専用道（規格相当）整備</p>	<p>1 国実施要綱別表1のIの1の補助率等の知事が定める定額は、林業専用道（規格相当）の開設箇所の平均横断地山傾斜により下表5のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="528 367 1007 568"> <thead> <tr> <th>平均横断地山傾斜</th> <th>定額単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区分（15度未満）</td> <td>23,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>B区分（15度以上25度未満）</td> <td>25,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>C区分（25度以上）</td> <td>27,000円/ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 林業専用道（規格相当）整備に要する経費</p> <p>ア 対象となる経費は、直接費（請負費）、測量設計費及び工事雑費・事務雑費とする。</p> <p>イ 直接費（請負費）の内訳は、直接工事費（資材費、労務費、機械経費）、間接工事費（共通仮設費、現場管理費、社会保険料等）とする。</p> <p>ウ 共通仮設費、現場管理費の率は、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計第138号）の規定によるものとし、「工種区分」の適用は、「道路工事」とする。</p> <p>エ 工事雑費及び事務雑費の合計額は、直接費（請負費）の額に応じて下表6の右欄に示す率を直接費（請負費）に乗じて得た額以内とし、積上げで積算するものとする。</p> <p>表6</p> <table border="1" data-bbox="536 1413 1023 1688"> <thead> <tr> <th>直接費（請負費）の額</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000万円以下</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え、5,000万円以下</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超え、1億円以下</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え、3億円以下</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 工事雑費、事務雑費の対象経費は、「1 間伐材生産」(2)イに準じるものとする。</p> <p>カ 事業費の構成は、別記4の1のとおりとする。</p>	平均横断地山傾斜	定額単価	A区分（15度未満）	23,000円/ha	B区分（15度以上25度未満）	25,000円/ha	C区分（25度以上）	27,000円/ha	直接費（請負費）の額	率	3,000万円以下	8.0%	3,000万円を超え、5,000万円以下	6.5%	5,000万円を超え、1億円以下	4.5%	1億円を超え、3億円以下	3.5%	<p>1 当該路線の計画を含む森林施業計画等の計画区域内において間伐等を実施することが確実に見込まれること。</p> <p>2 生産基盤強化区域内で行う間伐材の生産であること。</p> <p>3 岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日付け森保第872号）に適合すること。</p> <p>4 工事の発注は、建設業者への請負工事とすること。</p> <p>5 調査設計及び施行管理は、「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」及び「森林整備保全事業工事標準仕様書」に基づき行うこと。</p> <p>6 事業費の1メートル当たり単価に上限を設け、5万円とし、その額を超えないものとする。 ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>7 事業費の1メートルあたり単価が25千円を超える見込みがある場合は、設計・技術審査会に諮らなければならない。</p> <p>8 工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則、再生砕石等再生資源を利用すること。</p>
平均横断地山傾斜	定額単価																			
A区分（15度未満）	23,000円/ha																			
B区分（15度以上25度未満）	25,000円/ha																			
C区分（25度以上）	27,000円/ha																			
直接費（請負費）の額	率																			
3,000万円以下	8.0%																			
3,000万円を超え、5,000万円以下	6.5%																			
5,000万円を超え、1億円以下	4.5%																			
1億円を超え、3億円以下	3.5%																			

事業内容	事業対象経費等	採択要件等
イ 関連条件整備活動 対象森林の調査及び 森林所有者の同意取 付け等	対象となる経費は、「1 間伐材生産」(3) アに準ずる。	1 関連条件整備活動の事業 費は、事業実施主体毎に、 「2 路網整備・機能強化 対策」に係る事業費全体(関 連条件整備活動を含む)の 20/100を超えないものとし する。ただし、局長が事業実 施上必要と判断する場合を 除く。 2 その他の採択要件等は、 「1 間伐材生産」(3)ア に準ずる。
(2) 森林作業道整備 ア 森林作業道整備	対象となる経費は、「1 間伐材生産」(3) イに準ずる。	1 森林作業道の規格は、岩 手県森林作業道作設指針 (平成23年4月8日付け 森整第27号農林水産部長 通知、以下「岩手県森林作 業道作設指針」という。)に 適合し、森林作業道開設 基準(平成23年10月21 日森整第504号)の要件を 満たすこと。 2 事業費の1メートル当 たり単価に上限を設け、4千 円とし、その額を超えない ものとする。 ただし、上限を超える必 要がある場合にあっては、 事業実施主体が局長にそ の必要性を事前に協議す ること。
イ 関連条件整備活動 対象森林の調査及び 森林所有者の同意の 取り付け等	対象となる経費は、「1 間伐材生産」(3) アに準ずる。	1 関連条件整備活動の事業 費は、事業実施主体毎に、 「2 路網整備・機能強化 対策」に係る事業費全体(関 連条件整備活動を含む)の 20/100を超えないものとし する。ただし、局長が事業実 施上必要と判断する場合を 除く。 2 その他の採択要件等は、 「1 間伐材生産」(3)ア に準ずる。

別紙2（第15関係）

県運用通知第15に定める関係書類一覧表

区分	整備する書類
予算・経理関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施に関する議会（総会）の議事録 2 予算書及び決算書 3 負担金（賦課金）賦課明細書 4 会計主要簿 <ol style="list-style-type: none"> (1) 預金通帳 (2) 金銭出納簿又は現金出納簿 (3) 収入整理簿 (4) 支出整理簿 5 会計補助簿 <ol style="list-style-type: none"> (1) 負担金（賦課金）徴収台帳 (2) 夫役現品徴収台帳 6 証拠書類（見積書、請求書、納品書、入出伝票、領収書及び借用書等） 7 借入金台帳
事業施行関係 （直営の場合）	<ol style="list-style-type: none"> 1 設計書類（必要に応じて根拠となる標準地プロットの野帳を含む） 2 検査基準等 3 工事材料検収簿、同払出簿 4 賃金台帳等、賃金支払関係書類 5 工事日誌及び現場写真 6 工事台帳
事業施行関係 （請負の場合）	<ol style="list-style-type: none"> 1 設計書類（必要に応じて根拠となる標準地プロットの野帳を含む） 2 検査要領等 3 入札経過書 4 請負契約書 5 着手届及び完了届 6 工事監督日誌及び現場写真 7 監督指示票、承諾書、協議書 8 工事完成証明書 9 工事台帳
その他	補助事業に係る他組織との往復文書

別紙3（第15関係）

写 真 撮 影 基 準

「岩手県林業成長産業化総合対策事業（間伐材生産、資源高度利用型施業、路網整備・機能強化対策）実施要領の運用について」（以下、「県運用通知」という。）第15第2項に規定する写真撮影基準は、この基準によるものとする。

1 写真の種類

- (1) 「間伐材生産」、「資源高度利用型施業」及び「対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け」

ア 施行地の状況

施行地ごとに、原則として同一箇所での施工前、施工中及び施工後の状況を撮影するものとする。

イ 現地測量の作業状況

現地測量を実施する場合は、作業状況を撮影するものとする。

- (2) 「林業専用道（規格相当）整備」

ア 着手前、施行中及び完成後（既済部分写真を含む）

イ 安全管理状況写真

ウ 工事使用材料写真

エ 品質管理写真

オ 出来形管理写真

- (3) 「森林作業道整備」（関連条件整備活動を含む）

土量変化の大きい任意の箇所、地山に対して階段状に掘削施工した箇所等において、施工前、施工中及び施工後の状況を撮影するものとする。特に、施工後に確認が困難な部分については、施工中の状況が後から確認出来るよう留意すること。

2 撮影の方法

- (1) 「間伐材生産」、「資源高度利用型施業」及び「対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け」

ア 写真は、施工前、施工中及び施工後の状況が明確にわかるよう近景撮影するものとする。

イ 写真は、下記の事項等を記載した黒板等を含めて撮影すること。

(ア) 撮影年月日

(イ) 事業名及び作業種名

(ウ) 施行地名（区域名）

(エ) 樹種

(オ) その他必要事項

ウ 写真は、原則として撮影日及びGPS等による位置情報が記録されたものとする。

エ 県運用通知第15第1項で保存すべき作業種の写真は表1のとおりとする。

なお、表中の「近景」とは、撮影対象から数m程度、「遠景」とは、数十m程度離れた位置からの撮影をいう。

- (2) 「林業専用道（規格相当）整備」

ア 撮影頻度は、表2撮影箇所一覧に示すとおりとする。

イ 写真は「つなぎ写真」等により整備するほか、画面の片すみに黒板等により、次の項目のうち必要事項が明らかになるよう撮影するものとする。

(7) 撮影年月日

(イ) 事業名

(ロ) 事業種目（林業専用道、森林作業道の別）

(エ) 事業主体名

(オ) 路線名

(カ) 測点（位置）

(キ) 設計寸法

(ク) 実測寸法

(ケ) その他必要事項

(3) 「森林作業道整備」（関連条件整備活動を含む）

岩手県森林整備事業実施要領別記写真撮影基準に準じる。

3 写真撮影枚数

撮影する箇所数は、1 施行地が 1 ha 未満の場合は 2 箇所以上、1 ha 以上の場合は、3 箇所以上とする。

4 写真の整備・保存

写真は補助金関係書類と併せ、適切に整備するとともに、事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。ただし、協定等を締結し、事業を実施したものについてはその期間満了まで保存するものとする。

5 その他

森林所有者から受託されて実施する事業については、事業の透明化を図る観点から、撮影した写真を森林所有者に提示できるよう整備しておくものとする。

撮影の方法等について、これによりがたいときは、別途広域振興局長の指示に従うものとする。

表1 保存すべき作業種ごとの写真

作業種	撮影区分	近景・遠景の別		備考
		近景写真	遠景写真	
① 間伐材生産	施工前、中、後	○	—	各1部
	丸太搬出状況	○	—	各1部（必要に応じて丸太集積状況を撮影）※搬出間伐のみ
	測量写真	○	—	測量を実施した場合に限る。
② 資源高度利用型施業	集材施工前	○	○	集材及び機械地拵を一連の作業で行う場合は、省略可。
	集材施工中、後	○	—	
	地拵施工前	○	○	人力地拵を省略できる場合は、集材施工後（機械地拵施工後）と植栽施工前の写真は同一でも可。
	地拵施工中、後	○	—	
	植栽施工前、中、後	○	—	
	下刈り施工前	○	○	
	下刈り施工中、後	○	—	
測量写真	○	—	測量を実施した場合に限る。	
③ 林業専用道（規格相当）	別記5撮影箇所一覧のとおり。			
④ 森林作業道	施工前	○	○	各1部 原則、延長300mに1箇所以上撮影すること。
	施工中、後	○	—	
	測量写真	○	○	
⑤ 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等）	施工前、中、後	○	—	
	測量写真	○	—	測量を実施した場合に限る。
⑥ 関連条件整備活動（森林作業道整備）	施工前	○	○	原則、延長300mに1箇所以上撮影すること。
	施工中、後	○	—	
	測量写真	○	○	測量を実施した場合に限る。
⑦ 関連条件整備活動（鳥獣害防止施設等の整備）	施工前、中、後	○	—	施行前の写真は、植栽施工後の写真と同一でも可。
	測量写真	○	—	測量を実施した場合に限る。

表2 撮影箇所一覧 <林業専用道（規格相当）>

区分	工種	内容	写真管理項目		撮影枚数
			撮影項目	撮影時期	
着手前・完成	着手前		全景又は部分写真	着手前1回	全景が撮影できない場合は、200m間隔程度の部分写真で可。
	完成後		全景又は部分写真	完成後1回	同上
施工状況写真	施工中	掘削	部分写真	施工中	100m毎に1枚以上
		盛土締固	部分写真	施工中	100m毎に1枚以上
		路盤工	部分写真	施工中	200m毎に1枚以上
		排水施設	部分写真	施工中	200m毎に1枚以上
		その他	部分写真	施工中	適宜
安全管理		各種標識	部分写真	設置後	適宜
		各種保安施設	部分写真	設置後	適宜
		その他	部分写真	設置後	適宜
使用材料	使用前	形状・寸法	部分写真	使用前	適宜
出来形管理		法長（切土、盛土）	部分写真	施工後	200m毎に1枚以上
		敷砂利	部分写真	施工後	200m毎に1枚以上
		排水施設	部分写真	施工後	200m毎に1枚以上
		その他	部分写真	施工後	適宜

別紙4（第10関係）

県運用通知第10に定める資料一覧表

事業種目	事業内容	事業実績書に添付する資料
1 間伐材生産	(1) 間伐材生産	1 位置図（1/50,000） ※生産基盤強化区域との位置関係が分かるようにすること。 2 実施区域図（1/5,000） 3 森林所有者との受委託契約書（第12関係） 4 長期施業受委託契約書の写し 5 森林経営委託契約書（第12関係） 6 森林経営計画認定書及び当該施行地に係る契約書の写し ※3～6については該当する場合。
	(2) 除伐・保育間伐・衛生伐	
	(3) 関連条件整備活動等 ア 森林作業道の整備	1 図面 ① 位置図（1/5,000） 【施業図に路線形を記入することで省略可】 ② 平面図（1/1,000） 2 請負等契約書（写）（請負等の場合） 3 出来高設計書（請負等の場合）
	イ 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	1 位置図（1/50,000） 2 実施区域図（1/5,000） 3 同意書兼委任状 4 日誌 ※3,4については任意様式 （3の参考として様式20-5-1）

※関連条件整備活動等における位置図及び実施区域図については、間伐材生産及び除伐・保育間伐・衛生伐の位置図及び実施区域図に実施内容及び箇所等を併せて記載することで省略可

事業種目	事業内容	事業実績書に添付する資料
2 資源高度利用型施業	(1) 資源高度利用型施業 (2) 人工造林・下刈り	1 位置図 (1/50,000) ※生産基盤強化区域との位置関係が分かるようにすること。 2 実施区域図 (1/5,000) 3 森林所有者との受委託契約書 (第13関係) 4 長期施業受委託契約書の写し 5 森林経営委託契約書 (第13関係) 6 森林経営計画認定書及び当該施行地に係る契約書の写し ※3～6については該当する場合。
	(3) 関連条件整備活動等 ア 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	1 位置図 (1/50,000) 2 実施区域図 (1/5,000) 3 同意書兼委任状 4 日誌 ※3,4については任意様式 (3の参考として様式20-2)
	イ 森林作業道の整備	1 図面 ① 位置図 (1/5,000) ② 平面図 (1/1,000) 2 請負等契約書 (写) (請負等の場合) 3 出来高設計書 (請負等の場合)
	ウ 鳥獣害防止施設等の整備	1 位置図 (1/50,000) 2 実施区域図 (1/5,000) 3 請負等契約書 (写) (請負等の場合) 4 出来高設計書 (請負等の場合)

※ 関連条件整備活動等における位置図及び実施区域図については、資源高度利用型施業及び人工造林・下刈りの位置図及び実施区域図に実施内容及び箇所等を併せて記載することで省略可

事業種目	事業内容	事業実績書に添付する資料
3 路網整備・機能強化対策	(1) 林業専用道（規格相当）整備	1 位置図（1/50,000） ※生産基盤強化区域との位置関係が分かるようにすること。 2 施行位置図（1/5,000）【路線形を記入したもの】 3 精算設計書 4 図面 ①平面図（1/1000） ②断面図（水平面 1/1000、垂直面 1/200） ③横断図（1/100） ④構造図（1/10～1/100） 5 請負等契約書（写）（請負等の場合）
	(2) 森林作業道整備	1 (2)ア 森林作業道整備に準じる。 位置図（1/50,000）は、生産基盤強化区域との位置関係が分かるようにすること。

別紙5（第13関係）

岩手県林業成長産業化総合対策事業委託契約書（参考例）

委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、第1条に定める岩手県林業成長産業化総合対策事業（以下「本事業」という。）を行うため、次のとおり契約を締結する。

（事業内容）

第1条 甲が乙に委託する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業地
- (3) 事業面積
- (4) 事業期間 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- (5) 仕様 別紙仕様書のとおり

（事業の実行）

第2条 乙は第1条に定める期間内に誠意をもって事業を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、委託事業費の見積書を請求することができるものとする。

（完了確認）

第3条 乙は事業終了後、完了について甲の確認を得るものとする。

（交付申請等）

第4条 乙は、乙の名義で本事業の交付申請・請求及びその受領をするものとする。

2 乙は、広域振興局長から補助金の交付があったときは、速やかに交付された補助金額を甲に通知しなければならない。

（精算報告）

第5条 乙は、補助金の交付決定後速やかに受託事業精算書を甲に提出しなければならない。

（委託費の支払）

第6条 甲は、乙に対して委託費（第5条の精算額とする。）を乙の請求後速やかに支払わなければならない。

（委託費の概算払）

第7条 乙は、甲に対し事業状況により概算払の請求ができるものとする。

（補助金の返還）

第8条 甲は、乙がこの契約に基づき、本事業の補助金交付申請を行う場合、広域振興局長から乙に対して通知される補助金交付決定の条件を遵守しなければならない。

2 甲は、本事業の施行地を交付金事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に本事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ本事業の施行地を所管する広域振興局長にその旨を届け出るものとする。

第9条 乙は、乙の責任に帰属しない事由で広域振興局長から補助金の返還を求められたときは、速やかにその旨甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかにその金額を乙に支払わなければならない。

（事後処理）

第10条 この事業に関し、甲の責任に属しない事故（補助金返還を含む。）が生じたときは、乙が責任をもって処理するものとする。

(補 則)

第 11 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。
上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通保有する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
名称 印

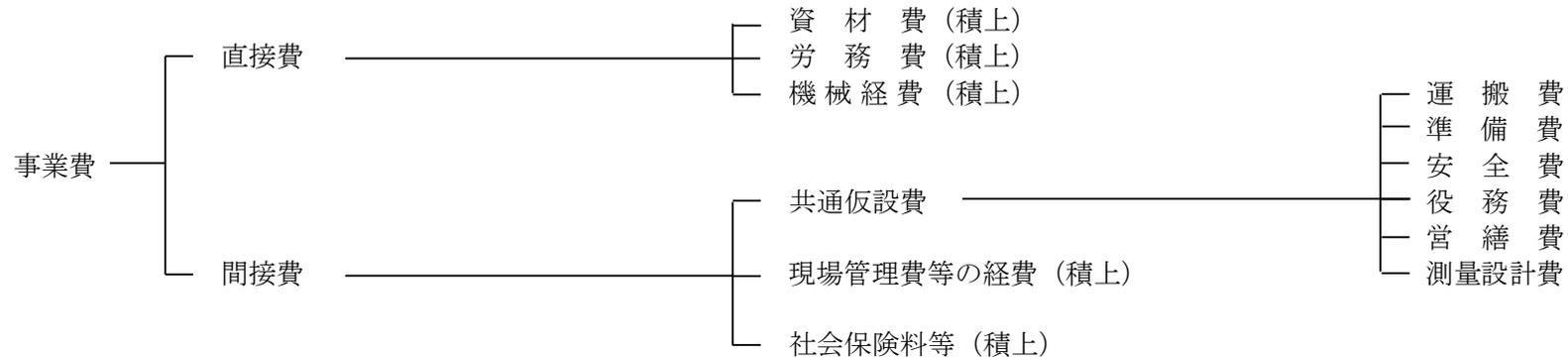
(注) 1 共同契約による場合は、甲の住所、氏名欄に「本人兼〇〇他〇名代表〇〇」とし、契約書の次頁に代表者を含めた委託者全員の住所、氏名、印を列挙し、契約書の頁との間に甲（代表者）と乙が割印をする。

2 本様式は、森林組合等が森林所有者からの受託により事業を実施する場合に使用する。

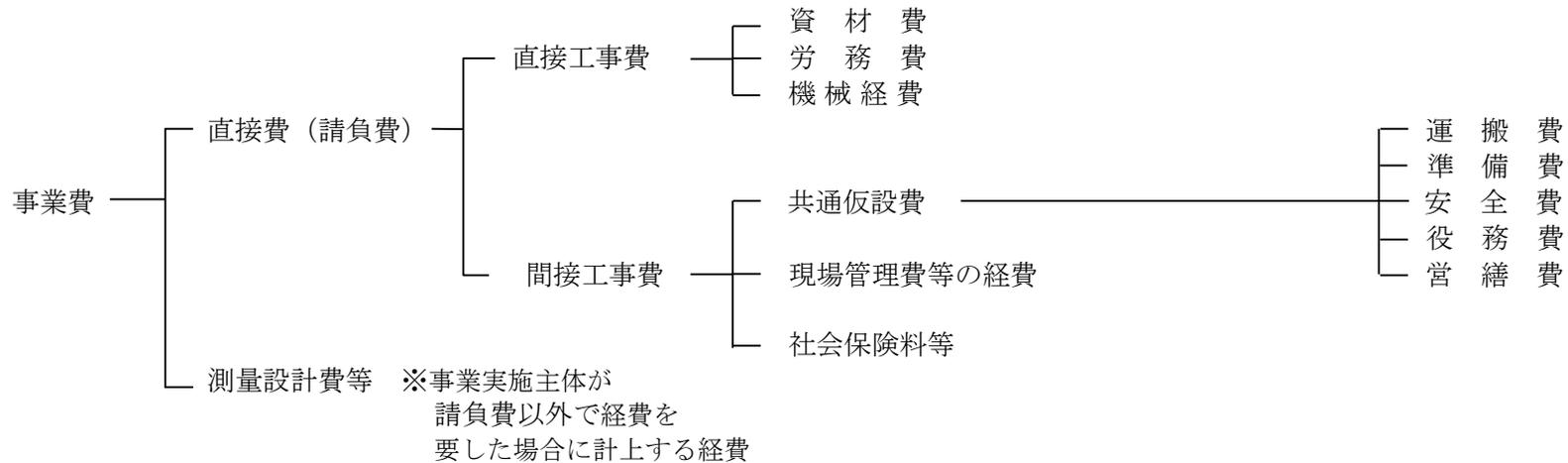
別記1 (別紙1 関係)

1 「間伐材生産」及び「資源高度利用型施業」の事業費構成

(1) 直営施行の場合

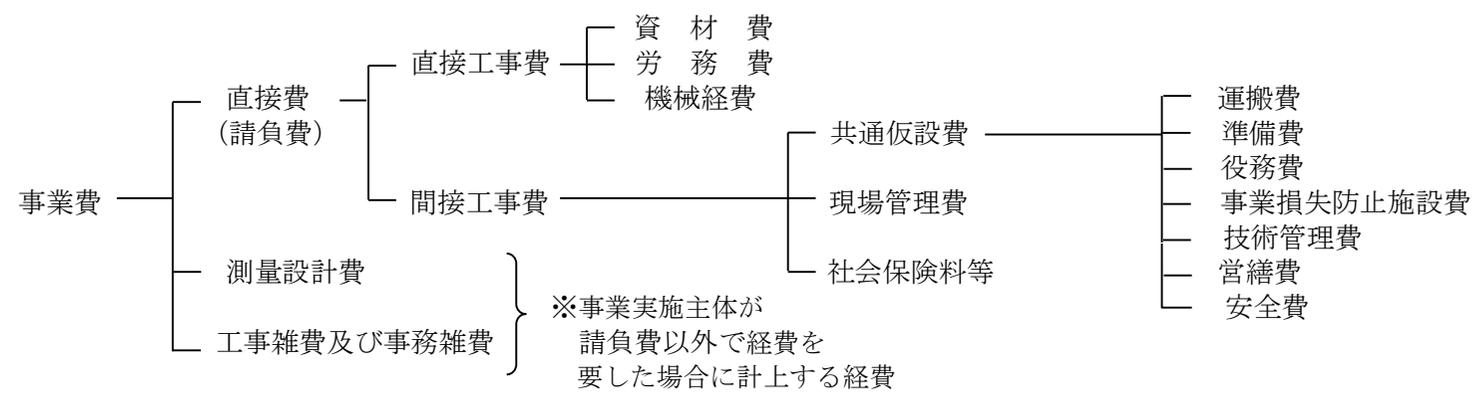


(2) 請負施行の場合



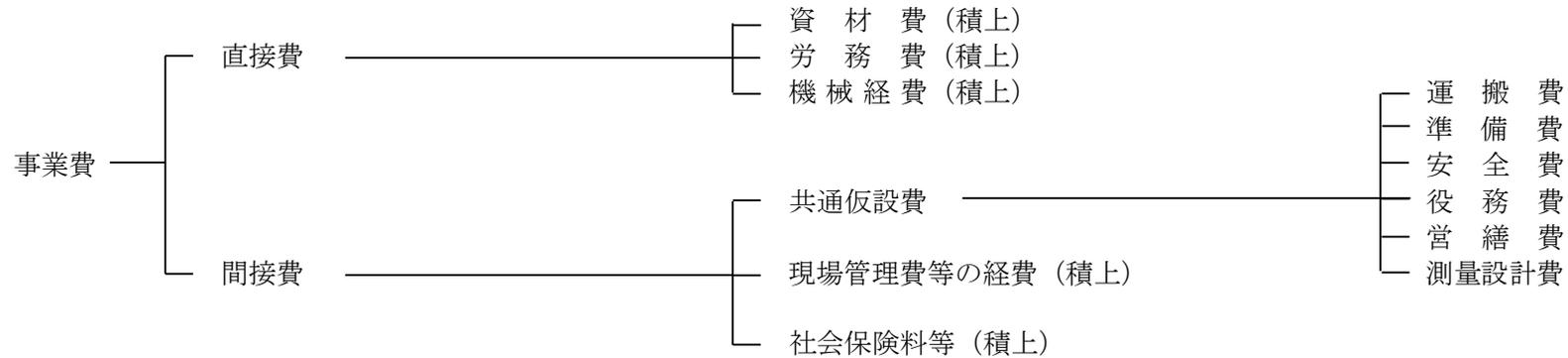
2 林業専用道（規格相当）整備の事業費構成

（請負施行）

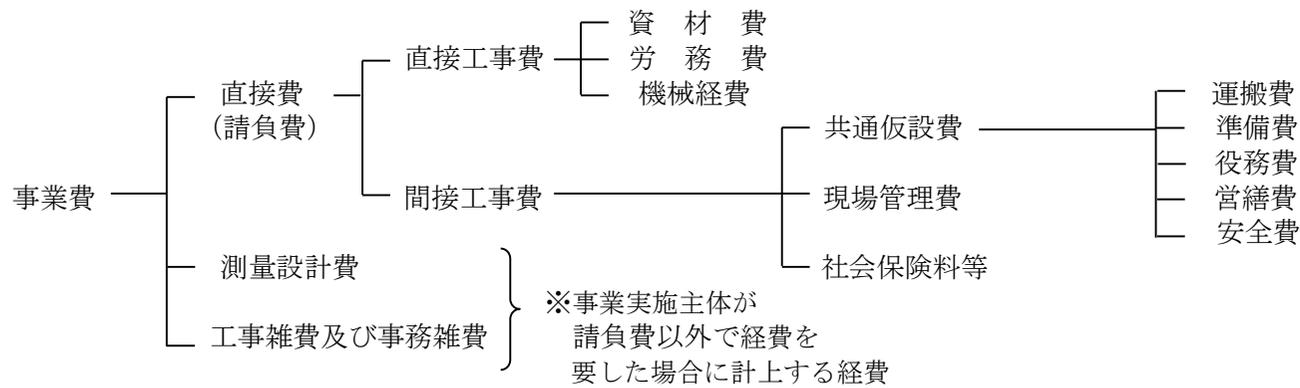


3 森林作業道の事業費構成

(1) 直営施行の場合



(2) 請負施行の場合



岩手県林業成長産業化総合対策事業 (間伐材生産、資源高度利用型施業、路網整備・機能強化対策) 実施要領の運用様式集

岩手県林業成長産業化総合対策事業（間伐材生産、資源高度利用型施業、路網整備・機能強化対策）実施要領の運用（以下「県運用通知」という。）

様式 番号	シート名	説明1	説明2	運用通知 条文	使用者			備 考
					事業 実施 主体	振 興 局	森 林 整 備 課	
様式 1-1号	1-1	事前点検シート（資源高度利用型施業）	事前協議	第3の1	●			
様式 1-2号	1-2	事前点検シート（間伐材生産、路網整備・機能強化対策）	事前協議	第3の1	●			
様式2-1号	2-1(一貫)	実施設計書（資源高度利用型施業）	実施設計書	第4の1	●			
様式2-2号	2-2(調査)	実施設計書（関連条件整備活動（対象森林の森林調査及び森林所有者の同意取付け等））	実施設計書	第4の1	●			
様式2-3号	2-3(作業道)	実施設計書（関連条件整備活動（森林作業道の整備））	実施設計書	第4の1	●			
様式2-4号	2-4(鳥獣害)	実施設計書（関連条件整備活動（鳥獣害防止施設等の整備））	実施設計書	第4の1	●			
様式2-5号	2-5(間伐)	実施設計書（間伐材生産）	実施設計書	第4の1	●			
様式2-6号	2-6(作業道)	実施設計書（路網整備・機能強化対策）	実施設計書	第4の1	●			
様式 3号	3	補助金の内示	内示	第5の2		●		
様式4-1号	4-1	【資源高度利用型施業】補助金申請に係るチェックリスト（事業実施主体用）	チェックリスト	第5の3	●			
様式4-2号	4-2	【資源高度利用型施業】補助金申請に係るチェックリスト（振興局用）	チェックリスト	第5の4	●			
様式5-1号	5-1	【間伐材生産、路網整備・機能強化対策】補助金申請に係るチェックリスト（事業実施主体用）	チェックリスト	第5の3		●		
様式5-2号	5-2	【間伐材生産、路網整備・機能強化対策】補助金申請に係るチェックリスト（振興局用）	チェックリスト	第5の4		●		
様式7号	7	交付決定状況報告書	交付決定	第5の4		●		
様式8号	8	交付金交付決定前着手（協議書）	着手関係	第6の3	●			
様式9-1号	9-1	交付金交付決定前着手（承認）	着手関係	第6の5			●	
様式9-2号	9-2	交付金交付決定前着手（承認）	着手関係	第6の5		●		
様式10号	10	着手届	着手関係	第6の8	●			
様式11号	11	補助金の変更（協議書）	補助金の変更	第8の1	●			
様式12号	12	補助金の変更（協議書）	補助金の変更	第8の2		●		
様式13号	13	補助金の変更（承認）	補助金の変更	第8の2		●		
様式14号	14	補助金の変更（承認）	補助金の変更	第8の3			●	
様式15号	15	出来高調査依頼書	出来高調査	第10の3	●			
様式16号	16	中間調査立会依頼書	中間調査	第10の4	●			
様式17号	17	完了届	完了	第10の5	●			
様式18-1号	18-1	森林経営計画作成に関する確約書	確約書	第12の3	●			
様式18-2号	18-2	森林経営計画作成に関する念書	念書	第12の3	●			
様式19-1号	19-1(一貫)	資源高度利用型施業事業精算書	精算書	第10の3又は5	●			
様式19-2号	19-2(調査)	関連条件整備活動（対象森林の森林調査及び森林所有者の同意取付け等）事業精算書	精算書	第10の3又は5	●			
様式19-3号	19-3(作業道)	関連条件整備活動（森林作業道整備）事業精算書	精算書	第10の3又は5	●			
様式19-4号	19-4(鳥獣害)	関連条件整備活動（鳥獣害防止施設等の整備）事業精算書	精算書	第10の3又は5	●			
様式19-5号	19-5(間伐)	間伐材生産事業精算書	精算書	第10の3又は5	●			
様式19-6号	19-6(路網)	路網整備・機能強化対策事業精算書	精算書	第10の3又は5	●			
様式20-1号	20-1(一貫)	資源高度利用型施業事業精算集計表	精算書	第10の3又は5	●			
様式20-1-1号	20-1-1	社会保険等加入状況調査表	精算書	第10の3又は5	●			
様式20-2号	20-2(調査)	関連条件整備活動（対象森林の森林調査及び森林所有者の同意取付け等）事業精算書集計表	精算書	第10の3又は5	●			
様式20-2号 (参考)	20-2 (参考)	同意書兼委任状	同意書兼委任状	第10の3又は5	●			
様式20-3号	20-3(関連・作業道)	関連条件整備活動（森林作業道整備）事業精算書集計表	精算書	第10の3又は5	●			
様式20-4号	20-4(鳥獣害)	関連条件整備活動（鳥獣害防止施設等の整備）事業精算書集計表	精算書	第10の3又は5	●			
様式20-5号	20-5(間伐)	間伐材生産事業精算集計表	精算書	第10の3又は5	●			
様式20-5-1号	20-5-1	搬出材積集計表	搬出材積集計表	第10の3又は5	●			
様式20-6号	20-6(路網)	路網整備・機能強化対策事業精算集計表	精算書	第10の3又は5	●			

事前点検シート(資源高度利用型施業)

事業実施主体名		市町村名	
事業種目		面積・延長	ha、m
実施年度	年度	総事業費	千円
		(うち補助金	千円)

県番号	項目	チェック欄	備考欄
1	計画森林は、5条森林(地域森林計画対象森林)か。		
2	計画森林は、森林経営計画が作成されているか。作成されていない場合、その作成時期はいつか。 (国支援対策要領に記載の事業を実施する場合を除く。)		
3	過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない森林か。		
4	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に事業実施箇所を森林以外の用途に転用又は地上の立木の全面伐採除去を行う予定のない森林か。		
5	事業実施主体は、国実施要綱別表1に規定する事業実施主体の条件を満たしているか。		
6	県実施要領の運用第4第3項に掲げる施行地に係る状況の把握、森林所有者の同意等の手続等が全て完了しているか。		
7	施行地は、生産基盤強化区域に含まれているか。		生産基盤強化区域名:
8	施行地が保安林である場合、保安林内立木伐採許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。(適用法令:森林法第34条の1)		許可を得ていない場合、許可予定年月日:
9	【資源高度利用型施業】 主伐と再造林を一貫した作業工程の中で実施することにより、地拵の簡略化等による再造林コストの低減を図り、森林資源の確実な更新を推進するモデル的な取り組みであるか。		
10	【資源高度利用型施業】 事業対象は、生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)及びそれと連携して行う再造林であるか。		
11	【資源高度利用型施業】 集材と再造林の両方を実施しており、集材と再造林の実施年度が同年度であるか。		

県番号	項目	チェック欄	備考欄
12	【資源高度利用型施業】 事業対象とする1施行地は0.1ヘクタール以上であるか。		
13	【資源高度利用型施業】 植栽する樹種は、岩手県の森林整備事業において対象としている樹種であるか。		
14	【関連条件整備活動】 資源高度利用型施業の実施に必要な取り組みであるか。		
15	【関連条件整備活動】 関連条件整備活動の事業費の総額は、事業実施主体毎に、事業費全体の20/100を超えないか。 (超える場合は、その必要性について説明すること。)		
16	【関連条件整備活動<対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等>】 対象森林や対象森林所有者の特定など、事業に着手するうえで必要な活動であるか。		
17	【関連条件整備活動<森林作業道整備>】 資源高度利用型施業と一体的に実施し、作業効率化及びコスト低減が図られるためのものであるか。		
18	【関連条件整備活動<森林作業道整備>】 森林作業道の規格は、岩手県森林作業道作設指針(平成23年4月8日付け森整第27号農林水産部長通知、以下「岩手県森林作業道作設指針」という。)に適合し、森林作業道開設基準(平成23年10月21日森整第504号)の要件を満たしているか。		
19	【関連条件整備活動<森林作業道整備>】 森林作業道整備に係る事業費は、1メートル当たり4千円を超えていないか。(超える場合は、事前に局長に対し協議すること)		
20	【関連条件整備活動<森林作業道整備>】 路線形は決定しているか。(決定している場合、線形は経済的かつ効率的に設定されているか。)		
21	【関連条件整備活動<鳥獣害防止施設等の整備>】 資源高度利用型施業と一体的に実施し、植栽木の鳥獣害防止に効果があるか。		
22	完成検査等において確認する際の検査体制及び検査基準等が整備されているか。		
23	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。		

(注)

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。(必要に応じて名称等を記入。)
- 2 備考欄にチェック項目の状況等を記入すること。(今後の予定を含む)現時点で記載できない事項については、確定時点で振興局等に報告すること。
- 3 点検シートの各項目に提供可能な資料を添付すること。

事前点検シート(間伐材生産、路網整備・機能強化対策)

事業実施主体名		市町村名	
事業種目		面積・延長	ha、m
実施年度	年度	総事業費	千円
		(うち補助金	千円)

県番号	項目	チェック欄	備考欄
1	計画森林は、5条森林(地域森林計画対象森林)か。		
2	計画森林は、森林経営計画が策定されているか。策定されていない場合、その策定期間はいつか。 (国支援対策要領に記載の事業を実施する場合を除く。)		
3	施行地は、生産基盤強化区域に含まれているか。		生産基盤強化区域名:
4	過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない森林か。		
5	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に事業実施箇所を森林以外の用途に転用又は地上の立木の全面伐採除去を行う予定のない森林か。		
6	事業実施主体は、国実施要綱別表1に規定する事業実施主体の条件を満たしているか。		
7	県実施要領の運用第4第3項に掲げる施行地に係る状況の把握、森林所有者の同意等の手続等が全て完了しているか。		
8	施行地が保安林である場合、保安林内立木伐採許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。(適用法令:森林法第34条の1)		許可を得ていない場合、許可予定年月日:
9	計画森林(路線)は、採択要件を満たしているか。 【間伐材生産】①1施行地の面積は0.1ha以上、②伐採率20%以上、③間伐面積の過半から搬出 【路網整備・機能強化対策】①林業専用道は、岩手県林業専用道作設指針の基準を満たすか、②森林作業道は岩手県森林作業道作設指針の基準を満たすか、③森林作業道は、間伐を実施する箇所までの到達路か)		
10	【間伐材生産】計画森林の面積の把握方法はどのような手段で行うか。(コンパス測量、国土調査成果図等)		
11	【間伐材生産、路網整備・機能強化対策】関連条件整備活動を計画しているか。計画している場合は、その内容はどのようなものか。		

県 番 号	項 目	チェック欄	備考欄
12	【間伐材生産、路網整備・機能強化対策】 関連条件整備活動の事業費の総額は、事業実施主体毎に、事業費全体の20/100を超えないか。 (超える場合は、その必要性について説明すること。)		
13	【路網整備・機能強化対策】 路線形は決定しているか。(決定している場合、線形は経済的かつ効率的に設定されているか。)		
14	【路網整備・機能強化対策】 路網整備・機能強化対策に伴う間伐実施計画はどのくらいか。(年度別に記入すること)		
15	【路網整備・機能強化対策】 調査測量を外注する場合、入札方法は、どのような手法で行うか。また、適用単価はなにか。		
16	完成検査等において確認する際の検査体制及び検査基準等が整備されているか。		
17	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。		

(注)

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「－」を記入すること。(必要に応じて名称等を記入。)
- 2 備考欄にチェック項目の状況等を記入すること。(今後の予定を含む)現時点で記載できない事項については、確定時点で振興局等に報告すること。
- 3 点検シートの各項目に提供可能な資料を添付すること。

設計書番号	
市町村名	

**〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業実施設計書
(資源高度利用型施業)**

事業種目： 資源高度利用型施業

事業内容： 資源高度利用型施業（末木枝条の集材、地拵、苗木運搬、植栽）
人工造林
下刈り

事業実施主体名： _____

所在地： _____

設計及び審査

設計	所属機関名				氏名			印
審査	振興局				事業実施主体			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印

(1) 総括表

1 施行箇所	外 箇所	
2 生産基盤強化区域		林小班：
3 事業量		
4 事業費	千円	
5 事業の概要		
6 施行方法		
7 工種別実施主体名		
8 施行期間	自	至
9 施行後の管理方法		
特記事項		

- (注) 1 事業内容が資源高度利用型施業の場合、工種別実施主体には、末木枝条の集材、地拵、苗木運搬及び植栽を実施した主体名がそれぞれ分かるように記載する。
- 2 特記事項には、事業の推進に当たって特に問題となるような事項の概要について記載する。
- 3 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること

(2) 施行地別事業費内訳

施行地名	事業種目	面積 (ha)	材積 (m ³)	金額 (円)	備考
計					

- (注) 1 本表は、事業種目又は施行箇所の異なる個々の事業ごとの事業費積算の総括表として作成する。
- 2 施行地名は、団地名または一帯の区域名を記載する。
- 3 備考欄には、工事費又は経費の明細書の表番号を記載する。
- 4 基本図（施業図）、位置図（50,000分の1又は100,000分の1）を添付すること。
- 5 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

(3) 工事費又は経費明細

No.	施行地名	工種	面積 (ha)	材積 (m3)	単価 (円)	金額 (円)	備考
	小計		0.0	0.0		0	
合計			0.0	0.0		0	

- (注) 1 工種は、末木枝条の集材、地拵、苗木運搬、植栽、下刈のうちから記入すること。
- 2 「備考」には、単価一覧表の番号を記載すること。
- 3 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

(4) 単価表

No.	工種	種別・形状寸法	面積 (ha)	材積 (m3)	単価 (円)	備考

- (注) 1 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業実施設計書
 <関連条件整備活動>

事業実施主体名

1 事業実施区域の概要

(1) 事業対象森林の所有形態別・林種別面積及び所有者数

種別	個人有林		会社有林		共有林		その他		合計	
	面積(ha)	所有者数								
人工林										
天然林										
その他										
合計										

(2) 事業対象人工林の齢級構成

樹種	齢級構成(ha)											合計 (ha)
	II以下	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	
スギ												
アカマツ												
カラマツ												
その他												
合計(ha)												

2 補助金額

事業実施(事業対象) 面積(ha)	ヘクタール当りの 補助単価(円)	補助金額 (円)

※ 補助金額は、事業実施(事業対象)面積に補助単価を乗じたものとする。

3. 事業経費

(1) 収入

区分	予算額			
	補助金額(円)	実施主体負担金(円)	その他負担金(円)	計(円)
関連条件整備活動(対象森林の森林調査及び森林所有者の同意取付け等)				
計				

(2) 支出

区分	予算額(円)	補助対象経費目(円)	経費の内訳
関連条件整備活動(対象森林の森林調査及び森林所有者の同意取付け等)			
(1) 対象森林の調査			
(2) 森林所有者の同意取付け等			
(3) その他			
計			

4 事業完了予定年月日
 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業区域概要図

設計書番号	
市町村名	

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業実施設計書

事業種目： 〇〇〇

事業内容： 関連条件整備活動等（森林作業道の整備）

事業実施主体名： _____

所 在 地： _____

設計及び審査

設計	所属機関名				氏 名			印
審査	振興局				事業実施主体			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印

(1) 総括表

1 施行箇所	外 箇所
2 事業量	
3 事業費	千円
4 工事の概要	
5 施行方法	
6 施行期間	自 至
7 施行後の管理方法	
特記事項	

- (注) 1 特記事項には、事業の推進に当たって特に問題となるような事項の概要について記載する。
2 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること

(2) 路線別事業費内訳

路線名	事業種目	構造又は規格	延長(m)	金額(円)	備考
	関連条件整備活動等（森林作業道整備）				

- (注) 1 本表は、事業種目又は施行箇所の異なる個々の事業ごとの事業費積算の総括表として作成する。
2 路線、事業種目毎に記載する。
3 事業種目は、国実施要領別表1に掲げる事業種目を記入すること。
4 基本図（施業図）、位置図（50,000分の1又は100,000分の1）を添付すること。
（それぞれに路線形を記入すること）
5 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

(3) 工事費又は経費明細

No.	路線名	種別	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考

- (注) 1 「備考」には、単価一覧表の番号を記載すること。
2 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

(4) 単価表

No.	種別	形状寸法	数量	単位	単価 (円)	備考

- (注) 1 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

設計書番号	
市町村名	

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業実施設計書

事業種目： ○〇〇

事業内容： 関連条件整備活動（鳥獣害防止施設等の整備）

事業実施主体名： _____

所在地： _____

設計及び審査

設計	所属機関名				氏名			印
審査	振興局				事業実施主体			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印

(1) 総括表

1 施行箇所	外 箇所
2 事業量	
3 事業費	千円
4 事業の概要	
5 施行方法	
6 施行期間	自 至
7 施行後の管理方法	
特記事項	

- (注) 1 特記事項には、事業の推進に当たって特に問題となるような事項の概要について記載する。
- 2 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること

(2) 施行地別事業費内訳

施行地名	事業種目	構造又は規格	面積 (ha)	金額 (円)	備考
	関連条件整備活動等（鳥獣害防止施設等の整備）				

- (注) 1 本表は、事業種目又は施行箇所の異なる個々の事業ごとの事業費積算の総括表として作成する。
- 2 施行地名は、団地名または一帯の区域名を記載する。
- 3 備考欄には、工事費又は経費の明細書の表番号を記載する。
- 4 基本図（施業図）、位置図（50,000分の1又は100,000分の1）を添付すること。
- 5 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

(3) 工事費又は経費明細

No.	施行地名	種別	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考

- (注) 1 「備考」には、単価一覧表の番号を記載すること。
2 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

(4) 単価表

No.	種別	形状寸法	数量	単位	単価 (円)	備考

- (注) 1 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること。

設計書番号	
市町村名	

**〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業実施設計書
(間伐材生産)**

事業種目： 間伐材生産

事業内容： 間伐材生産
(不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び積込)
除伐、保育間伐、衛生伐

事業実施主体名：

所在地：

設計及び審査

設計	所属機関名				氏 名			印
審査	振興局				事業実施主体			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印

(1) 総括表

1 施行箇所	外 箇所	
2 生産基盤強化区域		林小班：
3 事業量		
4 事業費	千円	
5 事業の概要		
6 施行方法		
7 施行期間	自	至
8 施行後の管理方法		
特記事項		

(注) 特記事項には、事業の推進に当たって特に問題となるような事項の概要について記載する。

(2) 施行地別事業費内訳

施行地名	事業種目	面積 (ha)	搬出材積 (m ³)	金額 (円)	備考
計					

- (注) 1 本表は、事業種目又は施行箇所の異なる個々の事業ごとの事業費積算の総括表として作成する。
2 施行地名は、団地名または一帯の区域名を記載する。
3 備考欄には、工事費又は経費の明細書の表番号を記載する。
4 基本図（施業図）、位置図（50,000分の1又は100,000分の1）を添付すること。
5 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること

設計書番号	
市町村名	

**〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業実施設計書
(路網整備・機能強化対策)**

事業種目： 路網整備・機能強化対策

事業内容： ○○○

事業実施主体名： _____

所在地： _____

設計及び審査

設計	所属機関名				氏名			印
審査	振興局				事業実施主体			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印

(1) 総括表

1 施工箇所	外 箇所	
2 生産基盤強化区域		林小班：
3 事業量		
4 事業費	千円	
5 工事の概要		
6 施工方法		
7 施工期間	自	至
8 施工後の管理方法		
特記事項		

(注) 特記事項には、事業の推進に当たって特に問題となるような事項の概要について記載する。

(2) 路線別事業費内訳

路線名	事業種目	構造又は規格	延長 (m)	金額	備考
	路網整備				

(注) 1 本表は、事業種目又は施行箇所の異なる個々の事業ごとの事業費積算の総括表として作成する。

2 路線、事業種目毎に記載する。

3 備考欄には、工事費又は経費の明細書の表番号を記載する。

4 基本図（施業図）、位置図（50,000分の1又は100,000分の1）を添付すること。

（それぞれに路線形を記入すること）

5 変更の場合は、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書き（変更前を括弧書きで上段に記載）とすること

(3) 工事費又は経費明細

路線名	工種	数量	単位	単価	金額	備考

(4) 単価表

工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考

事業実施主体の長 様

振興局長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金の内示について

このことについて、下記のとおり内示します。なお、補助金交付申請書を〇〇年〇月〇日までに提出してください。

記

メニュー 事業種目	事業費（円）	補助金額（円）	備考
計			

様式4-1号（第5関係）

岩手県林業成長産業化総合対策事業（資源高度利用型施業）補助金交付申請
に係るチェックリスト

【事業実施主体用】

確認印								発議者	発議年月日

申請年月日	年 月 日		
メニュー		面積（延長）	ha、（m）

I 岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金交付申請書及び添付書類

	書類名	確認欄
1	事業計画書及び収支予算書（県交付要綱 様式第2、3号）	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
2	消費税仕入控除税額集計表（県交付要綱 別紙1）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	実施設計書（県実施要領の運用 様式2号）	<input type="checkbox"/> 国交付決定前着手済 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし

II 施行地関係

	内容	確認欄
1	当該施行地は、森林経営計画が作成されているか。 されていない場合、作成に関する確約書又は念書があるか。 （国支援対策要領に記載の事業を実施する場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未作成の場合の作成予定時期： 年 月 予定
2	当該施行地及び周辺森林で、開発が予定されていないか。 ----- 開発が計画されている場合は、当該開発の区域が明らかになるまでは、補助申請を行わないこと。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	地目が山林以外（田・畑・原野等）でないか。 ----- 農地法の転用手続きが必要な土地でないかを市町村農業委員会に確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
4	保安林の有無 ----- 当該施行地の地番が保安林に指定されているか保安林担当に確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
5	4で有の場合、保安林内立木伐採許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。（適用法令：森林法第34条の1） ----- 作業着手前に保安林内立木伐採許可を得ていること。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未許可の場合、許可予定時期： 年 月 予定
6	5で森林作業道を整備する場合、保安林内作業許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。（適用法令：森林法第34条の2） ----- 作業着手前に保安林内作業許可を得ていること。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未許可の場合、許可予定時期： 年 月 予定
7	その他関係法令に係る許認可等の手続きを行っているか。 ----- 許認可等の手続きが未了の場合は、手続きを完了するまで補助申請しないこと。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 手続き未了の場合の完了予定時期： 年 月 予定
8	当該施行地が送電線付近の場合、樹木と送電線との離隔距離※について電力会社への確認しているか。 ----- 送電線付近の施行地で、電力会社への確認がなされていない場合は、補助申請を行わないこと。 ※樹木と送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」により離隔距離が規定されており、この距離よりも樹木と送電線の間が接近すると、電力会社から伐採を指示される。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認 未確認の場合の確認予定時期： 年 月 予定

	内 容	確 認 欄
9	補助対象面積に、除地（0.01ha以上）として控除すべき箇所が含まれていないか。	□ある □なし
10	自己所有森林以外の森林で主伐・再造林を実施する場合、森林所有者と受委託契約又は森林経営委託契約を締結しているか。	□該当なし □ある □なし 未締結の場合の締結予定時期： 年 月 予定
11	自己所有森林以外の森林で路網整備を実施する場合、森林所有者から同意書が提出されているか。	□該当なし □ある □なし 同意がない場合の同意書の提出予定時期： 年 月 予定
12	施行地は、生産基盤強化区域に含まれているか。	□ある □なし 区域に含まれていない場合、区域設定予定時期： 年 月 予定

様式4-2号（第5関係）

岩手県林業成長産業化総合対策事業（資源高度利用型施業）補助金交付申請に係るチェックリスト

【振興局用】

確認印								発議者	発議年月日

申請年月日	年 月 日		
メニュー		面積（延長）	ha、（m）

I 岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金交付申請書及び添付書類

	書類名	確認欄
1	事業計画書及び収支予算書（県交付要綱 様式第2、3号）	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
2	消費税仕入控除税額集計表（県交付要綱 別紙1）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	実施設計書（県運用通知 様式2号）	<input type="checkbox"/> 国交付決定前着済 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし

II 施行地関係

	内容	確認欄
1	当該施行地は、森林経営計画が作成されているか。されていない場合、作成に関する確約書又は念書があるか。（国支援対策要領に記載の事業を実施する場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未作成の場合の作成予定時期： 年 月 予定
2	当該施行地及び周辺森林で、開発が予定されていないか。 開発が計画されている場合は、当該開発の区域が明らかになるまでは、補助採択を行わないこと。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	地目が山林以外（田・畑・原野等）でないか。 農地法の転用手続きが必要な土地でないかを市町村農業委員会に確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
4	保安林の有無 当該施行地の地番が保安林に指定されているか保安林担当に確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
5	4で有の場合、保安林内立木伐採許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。（適用法令：森林法第34条の1） 作業着手前に保安林内立木伐採許可を得ていること。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未許可の場合、許可予定時期： 年 月 予定
6	5で森林作業道を整備する場合、保安林内作業許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。（適用法令：森林法第34条の2） 作業着手前に保安林内作業許可を得ていること。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未許可の場合、許可予定時期： 年 月 予定
7	当該施行地が送電線付近の場合、樹木と送電線との離隔距離※について電力会社への確認しているか。 送電線付近の施行地で、電力会社への確認がなされていない場合は、補助採択を行わないこと。 ※樹木と送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」により離隔距離が規定されており、この距離よりも樹木と送電線の間が接近すると、電力会社から伐採を指示される。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認 未確認の場合の確認予定時期： 年 月 予定
8	自己所有森林以外の森林で主伐・再造林を実施する場合、森林所有者と受委託契約又は森林経営委託契約を締結しているか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未締結の場合の締結予定時期： 年 月 予定

様式5-1号（第5関係）

岩手県林業成長産業化総合対策事業【間伐材生産、路網整備・機能強化対策】
補助金交付申請に係るチェックリスト

【事業実施主体用】

確認印								発議者	発議年月日

申請年月日	年 月 日		
メニュー		面積（延長）	ha、（m）

I 林業成長産業化総合対策事業補助金交付申請書及び添付書類

	書類名	確認欄
1	事業計画書及び収支予算書（県交付要綱 様式第2、3号）	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
2	消費税仕入控除税額集計表（県交付要綱 別紙1）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	実施設計書（県運用通知 様式2号）	<input type="checkbox"/> 指令前着手済 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし

II 施行地関係

	内容	確認欄
1	当該施行地は、森林経営計画が作成されているか。 されていない場合、作成に関する確約書又は念書があるか。 （国支援対策要領に記載の事業を実施する場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未作成の場合の作成予定時期： 年 月 予定
2	当該施行地及び周辺森林で、開発が予定されていないか。 ----- 開発が計画されている場合は、当該開発の区域が明らかになるまでは、補助申請を行わないこと。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	地目が山林以外（田・畑・原野等）でないか。 ----- 農地法の転用手続きが必要な土地でないかを市町村農業委員会に確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
4	保安林でないか。 ----- 当該施行地の地番が保安林に指定されているか確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
5	4の場合、保安林内間伐届出書を提出しているか。（適用法令：森林法第34条の2） ----- 作業着手前に保安林内間伐届出書を提出しているか	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未提出の場合の提出予定時期： 年 月 予定
6	5で森林作業道を整備する場合、保安林内作業許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。（適用法令：森林法第34条の2） ----- 作業着手前に保安林内作業許可を得ていること。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未許可の場合、許可予定時期： 年 月 予定
7	その他関係法令に係る許認可等の手続きを行っているか。 ----- 許認可等の手続きが未了の場合は、手続きを完了するまで補助申請しないこと。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 手続き未了の場合の完了予定時期： 年 月 予定
8	当該施行地が送電線付近の場合、樹木と送電線との離隔距離※について電力会社への確認しているか。 ----- 送電線付近の施行地で、電力会社への確認がなされていない場合は、補助申請を行わないこと。 ※樹木と送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」により離隔距離が規定されており、この距離よりも樹木と送電線の間が接近すると、電力会社から伐採を指示される。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認 未確認の場合の確認予定時期： 年 月 予定

	内 容	確 認 欄
9	補助対象面積に、除地（0.01ha以上）として控除すべき箇所が含まれていないか。	□ある □なし
10	自己所有森林以外の森林で間伐を実施する場合、森林所有者と受委託契約又は森林経営委託契約を締結しているか。	□該当なし □ある □なし 未締結の場合の締結予定時期： 年 月予定
11	自己所有森林以外の森林で路網整備を実施する場合、森林所有者から同意書が提出されているか。	□該当なし □ある □なし 同意がない場合の同意書の提出予定時期： 年 月予定
12	施行地は、生産基盤強化区域に含まれているか。	□ある □なし 区域に含まれていない場合、区域設定 予定時期： 年 月予定

様式5-2号（第5関係）

岩手県林業成長産業化総合対策事業【間伐材生産、路網整備・機能強化対策】
補助金交付申請に係るチェックリスト

【振興局用】

確認印								発議者	発議年月日

申請年月日	年 月 日		
メニュー		面積（延長）	ha、（m）

I 林業成長産業化総合対策事業補助金交付申請書及び添付書類

	書類名	確認欄
1	事業計画書及び収支予算書（県交付要綱 様式第2、3号）	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
2	消費税仕入控除税額集計表（県交付要綱 別紙1）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	実施設計書（県運用通知 様式2号）	<input type="checkbox"/> 指令前着手済 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし

II 施行地関係

	内容	確認欄
1	当該施行地は、森林経営計画が作成されているか。 されていない場合、作成に関する確約書又は念書があるか。 （国支援助策要領に記載の事業を実施する場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未作成の場合の作成予定時期： 年 月 予定
2	当該施行地及び周辺森林で、開発が予定されていないか。 開発が計画されている場合は、当該開発の区域が明らかになるまでは、補助採択を行わないこと。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
3	地目が山林以外（田・畑・原野等）でないか。 農地法の転用手続きが必要な土地でないかを市町村農業委員会に確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
4	保安林でないか。 当該施行地の地番が保安林に指定されているか確認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
5	4の場合、保安林内間伐届出書を提出しているか。（適用法令：森林法第34条の2） 作業着手前に保安林内間伐届出書を提出しているか	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未提出の場合の提出予定時期： 年 月 予定
6	5で森林作業道を整備する場合、保安林内作業許可申請書を県に提出し、許可を得ているか。（適用法令：森林法第34条の2） 作業着手前に保安林内作業許可を得ていること。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未許可の場合、許可予定時期： 年 月 予定
7	当該施行地が送電線付近の場合、樹木と送電線との離隔距離 [※] について電力会社への確認しているか。 送電線付近の施行地で、電力会社への確認がなされていない場合は、補助採択を行わないこと。 ※樹木と送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」により離隔距離が規定されており、この距離よりも樹木と送電線の間が接近すると、電力会社から伐採を指示される。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認 未確認の場合の確認予定時期： 年 月 予定
8	自己所有森林以外の森林で間伐を実施する場合、森林所有者と受委託契約又は森林経営委託契約を締結しているか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 未締結の場合の締結予定時期： 年 月 予定
9	自己所有森林以外の森林で路網整備を実施する場合、森林所有者から同意書が提出されているか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 同意がない場合の同意書の提出予定時期： 年 月 予定

10	施行地は、生産基盤強化区域に含まれているか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 区域に含まれていない場合、区域設定予定時期： 年 月予定
----	------------------------	--

様式6号（第5関係）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

振興局長

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金交付決定状況報告書

このことについて、下記のとおり補助金交付（変更）決定をしましたので報告します。

記

事業実施主体	メニュー 事業種目	補助金額（円）	交付決定年月日
計			

（注）変更の場合は、下段に調整後の金額、上段に調整前を括弧書きとし記載のこと。

振興局長 様

事業実施主体の長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業に係る国からの交付金交付決定前着手協議書

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号で内示のあった岩手県林業成長産業化総合対策事業計画に基づく下記の事業を、国からの交付金交付決定前に着手したいので協議します。

記

- 1 国からの交付金交付決定前着手を必要とする理由
(注：事業種目別に記述のこと)
- 2 国からの交付金交付決定前着手に係る事業内容

事業種目：

工種又は 施設区分	事業実施 主体	施行 箇所	事業量	事業費 (円)	補助金額 (円)	着手予定 年月日	完成予定 年月日	施工方法

- (注) 1 事業種目には、国交付要綱別表3の事業種目の欄の名称を記載すること。
2 工種又は施設区分には、国交付要綱別表3の工種又は施設区分①の欄の名称を記載すること。
3 実施設計書を添付のこと。
4 施行方法の欄には、直営、委託（請負）を記載すること。

様式8号（第6関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様

農林水産部長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業に係る国からの交付金交付決定前着手
協議について

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号で協議のあった国からの交付金交付決定前着手については同意し
ます。

については、事業実施主体に対し速やかに補助金の交付決定を行ってください。

様式9号（第6関係）

第 号
年 月 日

事業実施主体の長 様

振興局長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業に係る国からの交付金交付決定前着手
協議について

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号で協議のあった国からの交付金交付決定前着手については同意し
ます。

振興局長 様

事業実施主体の長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業着手届

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号で補助金交付決定(国からの交付金交付前着手の承認)のあった工事等に着手しましたので届出します。

記

メニュー			
事業種目			
事業実施主体			
施行箇所又は 路線名			
事業量			
施行方法			
施行者又は 納入者	住所	氏名（名称）	
事業費	事業費 円	請負（委託）対象額 円	契約額 円
着手年月日			
完了予定年月日			

- (注) 1 メニュー、事業種目は、国実施要領別表1の該当部分を記載すること。
- 2 請負等で実施する場合は、請負等契約書、工事等工程表、入札（見積）結果表等の各写しを添付すること。
- 3 随意契約の場合は、理由書及び見積結果書の各写しを添付のこと。
- 4 着手の届出時点で、まだ契約等が行われていない場合には、該当箇所の記載及び添付書類は省略できる。

様式11号（第8関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様

事業実施主体の長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金変更協議書

〇〇年〇月〇日付け指令〇〇号で補助金交付決定のあった標記事業について、別紙のとおり事業内容及び事業費等の変更をしたいので協議します。

（注） 1 添付資料

(1) 県交付要綱の様式第2号の事業計画書

(2) 変更実施設計書（様式2-1号等変更該当するもの）

(3) 理由書

2 事業費及び補助金額の変更を伴わない場合（事業期間のみの変更等）は、文中の「及び事業費」の表記を省略できるものとする。

様式12号（第8関係）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

振興局長

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金変更協議書

このことについて、別紙（写）のとおり協議がありましたので意見を付して協議します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 変更の種類
- 3 変更に係る意見

（注） 変更協議書（様式11号の写し）を添付のこと。

事業実施主体の長 様

振興局長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金変更承認について

〇〇年〇月〇日付け〇〇号で協議のあった標記事業補助金の変更については承認します。なお、補助金変更承認申請書を〇月〇日までに提出してください。

記

変更内示額

(上段：変更前)
下段：変更後

メニュー 事業種目	事業実施主体	事業費（円）	補助金額（円）	備考
計				

(注) 下段に変更後の金額、上段に変更前を括弧書きとし記載のこと。

振興局長 様

農林水産部長

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業補助金変更承認について

〇〇年〇月〇日付け〇〇号で協議のあった標記事業補助金の変更については承認します。

記

(上段：変更前)
下段：変更後

変更内示額

メニュー 事業種目	事業実施主体	事業費（円）	補助金額（円）	備考
今回令達額				

- (注) 1 下段に変更後の金額、上段に変更前を括弧書きとし記載のこと。
2 令達を伴う場合は、今回令達額の補助金額の欄に内示額の変更後から変更前を除いた額を記載する

様式15号（第10関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様

事業実施主体の長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業出来高調査依頼書

このことについて、下記の工事等の出来高部分が完了したので、県運用通知第10第3項の規定により、出来高調査を依頼します。

記

メ ニ ュ ー			
事 業 種 目			
工種又は施設区分、数量			
事 業 費	当該調査分		
	全 体		
補 助 金 額	当該調査分		
	全 体		
施行箇所又は路線名			
契約の相手方 (住所・氏名)			
工期	完了年月日	当該調査分	
	完了予定年月日	全 体	

様式16号（第10関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様

事業実施主体の長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業中間検査立会依頼書

このことについて、県運用通知第10第4項の規定により、下記により中間検査の立会いを依頼します。

記

メ ニ ュ ー	
事 業 種 目	
工種又は施設区分、数量	
事 業 費	
補 助 金 額	
施行箇所又は路線名	
契約の相手方 (住所・氏名)	
工期	完了予定年月日

(注) 工期については、事業全体の完了予定年月日を括弧書きで記載すること。

様式17号（第10関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様

事業実施主体の長 印

〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業完了届

このことについて、下記のとおり標記事業が完了したので、県運用通知第10第5項の規定により届出ます。

記

メ ニ ュ ー				
事 業 種 目				
工 種 又 は 施 設 区 分				
数 量				
事 業 費				
補 助 金 額				
工 期	着手年月日		完了年月日	

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

事業実施主体 印

森林経営計画作成に関する確約書

私（事業実施主体）は、岩手県林業成長産業化総合対策事業を行う下記施行地について、○年○月末日までに森林経営計画作成する旨確約します。

記

作業種	森林所有者名	林小班	施行地地番	面積 (ha)	樹種	林齢

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

事業実施主体 印

森林経営計画作成に関する念書

私（事業実施主体）は、岩手県林業成長産業化総合対策事業を行う下記施行地について、今後、森林経営計画が作成されるよう次の事業について誠実に履行します。

記

1 施行地内容

作業種	森林所有者	林小班	施行地地番	面積 (ha)	樹種	林齢

2 履行事項

- (1) 単独又は同一林班内等に森林経営計画が作成されるなど共同作成により計画作成の要件を満たすことが可能となった場合には、速やかに森林経営計画を作成すること。
- (2) 事業実施個所について、森林経営計画の作成を目的として、実施主体の氏名又は法人名・団体名の情報を市町村林務担当部局又は同一林班で森林経営計画を策定する予定の第三者へ提供することに同意すること。
- (3) 同一林班内の森林所有者に対し、森林経営計画の作成に関する呼びかけを行うこと。

資源高度利用型施業 事業精算書

区域名※1		生産基盤強化区域	
主な前生樹種		施行地の所在地	
植栽樹種		施行地面積	ha
施工期間	~	植栽密度	本/ha
林小班及び森林所有者名			
取組の内容※2			
工種別作業実施主体※3		工種:	
		工種:	
搬出(集材)材積	全体材積	丸太材積	末木枝条材積
材積の比率			※4

区分		精算額(集材)		備考※9				
		全体集材経費	うち末木枝条分の経費 (全体集材経費×末木枝条材積の比率)					
集材 (末木枝条)	直営	資材費	円	0円				
		労務費	円	0円				
		機械経費	円	0円				
		共通仮設費※5	円	0円	運搬費	準備費	安全費	
		現場監督費※6	円	0円	役務費	営繕費	測量設計費	
		社会保険料等※7	円	0円	労災保険	雇用保険	健康保険	
	小計	0円	0円	厚生年金	退職者共済			
	請負等	請負(委託費)※8	円	0円				
		測量設計費等	円	0円				
		小計		0円				
集材計			0円①					

区分		精算額(再造林)		備考※8				
再造林	直営	資材費	円					
		労務費	円					
		機械経費	円					
		共通仮設費※5	円	<	運搬費	準備費	安全費	
		現場監督費※6	円		役務費	営繕費	測量設計費	
		社会保険料等※7	円	<	労災保険	雇用保険	健康保険	
	小計	0円②		厚生年金	退職者共済			
	請負等	請負(委託費)※8	円					
		測量設計費等	円					
		小計	0円					
再造林計			0円②					

合計(税抜)③=①+②	0円	事業費精算額(税抜)
課税対象経費④(③のうち)	円	
消費税相当額⑤(=④×消費税率)	円	
事業費総計(税込)⑥(=③+⑤)	0円	事業費精算額(税込)

注1: 区域※1とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域を指す。
 注2: 取組の内容※2は、どのような取組によって、再造林の低コスト化を図ったのかを記載すること。
 注3: 工種別作業実施主体※3には、末木枝条の集材、地付、苗木運搬及び植栽を実施した主体名がそれぞれ分かるように記載すること。
 注4: 末木枝条材積の比率※4については、材積による算出が困難な場合は、岩手県内の一般的な主伐に伴う林地末利用材率20%とすること。
 注5: 共通仮設費※5は、運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。
 注6: 現場監督費※6は、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料(社会保険料等)に含まれる社会保険料及び機械費の期間器具等損料に含まれる保険料を除く。)従業員給与手当、退職金、福利厚生費、通信交通費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。
 注7: 社会保険料等※7は、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職者共済ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。
 注8: 請負(委託費)※8は、諸経費等一切を請負(委託)契約額の税抜額を記載すること。
 注9: 備考※9については、精算額の内訳を単価や人数が分かるように記載すること。
 注10: 同一施行地において、異なる樹種を植栽した場合において、樹種ごとの事業費の区分が困難な場合は、面積や植栽本数に応じて適宜按分し、それぞれ事業精算書を作成すること。また、全体事業費と按分の考え方についてその内容が分かるように別紙で整理すること。
 注11: 本様式内で記載できない場合は、2枚とす可。記載内容が所定の箇所に収まらない場合は、別紙としても構わないこと。
 注12: 末木枝条の経費の小数点以下は切捨とする。

関連条件整備活動等(対象森林の森林調査及び森林所有者の同意取付け等)事業精算書

区域名※1												
施行面積	ha											
施行地の所在地							施行期間	~				
林小班及び森林所有者名												
区分	精算額						備考					
(1)対象森林の調査							円					
(2)森林所有者の同意取付け等							円					
(3)その他							円					
合計(税抜)							円					
消費税相当額							円					
総計(税込)							円					

注1: 区域※1とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域を指す。

注2: 備考には、技術者給(技術を要する者の労賃)、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料ごとに、経費の内訳が分かるように記載すること。

関連条件整備活動(森林作業道の整備)事業精算書

路線名						開設延長		m						
幅員		全幅員				m		(車道幅員 m)						
施行地の所在地						施行期間		~						
林小班及び森林所有者名														
区分		精算額				備考※5								
開設経費	直営	資材費					円							
		労務費					円							
		機械経費					円							
		共通仮設費※1					0円		運搬費		準備費		安全費	
									役務費		営繕費		測量設計費	
		現場監督費※2					円							
		社会保険料等※3					0円		労災保険		雇用保険		健康保険	
							厚生年金		退職者共済					
	小計					0円								
	請負等	請負(委託費)※4					円							
工事雑費及び事務雑費等						円								
小計						0円								
合計(税抜)①						0円		事業費精算額(税抜)						
課税対象経費②(①のうち)						円								
消費税相当額③(=②×消費税)						円								
総計(税込)④(=①+③)						0円		事業費精算額(税込)						

注1: 共通仮設費※1は、運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。
 注2: 現場監督費※2は、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料(社会保険料等に含まれる社会保険料及び機械経費の期間器具等損料に含まれる保険料を除く。)従業員給与手当、退職金、福利厚生費、通信交通費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。
 注3: 社会保険料等※3は、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職者共済ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。
 注4: 請負(委託費)※4は、諸経費等を一切含む請負(委託)契約額の税抜額を記載すること。
 注5: 備考※5については、精算額の内訳を単価や人数が分かるように記載すること。
 注6: 本様式内で記載できない場合は、2枚となっても可。記載箇所は、足りない場合は、その旨別紙としても構わないこと。

関連条件整備活動等(鳥獣害防止施設等の整備)事業精算書

区域名※1		施行地面積		ha	
鳥獣害防止対策名※2					
施行地の所在地			施行期間		~
林小班及び森林所有者名					
区分		精算額		備考※5	
開設経費	直営	資材費	円		
		労務費	円		
		共通仮設費※3	円		
		小計	円		
	請負等	請負(委託費)※4	円		
		小計	円		
合計(税抜)①		円			
課税対象経費②(①のうち)		円			
消費税相当額③(=②×消費税)		円			
事業費総計(税込)④(=①+③)		円			

注1: 区域※1とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域を指す。

注2: 鳥獣害防止対策名は、岩手県の森林整備事業における鳥獣害防止施設等の整備のメニューから選択すること。

注3: 共通仮設費※3は、運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。

注4: 請負(委託費)※4は、諸経費等を一切含む請負(委託)契約額を記載すること。

注5: 備考※5については、精算額の内訳を単価や人数が分かるように記載すること。

間伐材生産事業精算書

区域名※1		生産基盤強化区域							
		施行地面積		ha					
		搬出材積		m3					
施行地の所在地		施行期間		~					
林小班及び森林所有者名									
主な樹種									
区分		精算額		備考※6					
間伐等事業	直営	資材費	円						
		労務費	円						
		機械経費	円						
		共通仮設費※2	0円	運搬費		準備費		安全費	
				役務費		営繕費		測量設計費	
		現場監督費※3	円						
		社会保険料等※4	0円	労災保険		雇用保険		健康保険	
			厚生年金		退職者共済				
	小計	0円							
	請負等	請負(委託費)※5	円						
測量設計費等		円							
小計		0円							
合計(税抜)①		0円	事業費精算額(税抜)						
課税対象経費②(①のうち)		円							
消費税相当額③(=②×消費税)		円							
総計(税込)④(=①+③)		0円	事業費精算額(税込)						

注1: 区域※1とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域を指す。

注2: 共通仮設費※2は、運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。

注3: 現場監督費※3は、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料(社会保険料等に含まれる社会保険料及び機械経費の期間器具等損料に含まれる保険料を除く。)従業員給与手当、退職金、福利厚生費、通信交通費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。

注4: 社会保険料等※4は、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職者共済ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。

注5: 請負(委託費)※5は、諸経費等を一切含む請負(委託)契約額の税抜額を記載すること。

注6: 備考※6については、精算額の内訳を単価や人数が分かるように記載すること。

注7: 本様式内で記載できない場合は、2枚となっても可。記載箇所は、足りない場合は、その旨別紙としても構わないこと。

路網整備・機能強化対策 事業精算書

				事業内容:				
路線名				開設延長		m		
幅員		全幅員		m (車道幅員		m)		
施行地の所在地				施行期間		~		
生産基盤強化区域								
林小班及び森林所有者名								
区分		精算額		備考※5				
開設経費	直営	資材費		円				
		労務費		円				
		機械経費		円				
		共通仮設費※1		0円		運搬費	準備費	安全費
						役務費	営繕費	測量設計費
		現場監督費※2		円				
		社会保険料等※3		0円		労災保険	雇用保険	健康保険
					厚生年金	退職者共済		
	小計		0円					
	請負等	請負(委託費)※4		円				
工事雑費及び事務雑費等		円						
小計		0円						
合計(税抜)①		0円		事業費精算額(税抜)				
課税対象経費②(①のうち)		円						
消費税相当額③(=②×消費税)		円						
総計(税込)④(=①+③)		0円		事業費精算額(税込)				

注1:共通仮設費※1は、運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。

注2:現場監督費※2は、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料(社会保険料等)に含まれる社会保険料及び機械経費の期間器具等損料に含まれる保険料を除く。)従業員給与手当、退職金、福利厚生費、通信交通費ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。

注3:社会保険料等※3は、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職者共済ごとに経費の内訳がわかるように記載すること。

注4:請負(委託費)※4は、諸経費等を一切含む請負(委託)契約額の税抜額を記載すること。

注5:備考※5については、精算額の内訳を単価や人数が分かるように記載すること。

注6:本様式内で記載できない場合は、2枚となっても可。記載箇所は、足りない場合は、その旨別紙としても構わないこと。

岩手県林業成長産業化総合対策事業 【資源高度利用型施業】事業精算集計表

事業実施主体名:

区域名	〇〇区域	計	備考							
事業内容										
実施面積(ha)										
事業精算額(税込)(円)=㉠										
事業精算額(税抜)(円)=㉢ 【課税業者のみ記入】										
植栽樹種										
植栽密度(本/ha)										
間接費率(%)										
定額単価(円/ha)										
定額(円)=㉡ (実施面積×定額単価)										
補助金額(円)の上限額 【市町村等】㉠又は㉡の低い額 【課税業者】㉢又は㉡の低い額										

注1: 本様式と併せて、次の資料を添付すること。

- ①資源高度利用型施業事業精算書、②社会保険等加入状況調査表

注2: 区域とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域とする。

樹種及び植栽密度に応じて、定額単価が異なることから、これによっても区分けすること。

注3: 間接費率は、直接費及び共通仮設費の合計額に対する現場監督費の率と社会保険等の率の合計として区域ごとに記載すること。

注4: 定額単価は、別に定める定額単価表の中から、本集計表における事業実施主体の間接費率に応じて選択すること。

注5: 補助金額は、区域ごとに事業精算額(実行経費)と定額を比較し、いずれか低い額とすること。

なお、市町村等における実行経費は事業精算額(税込)㉠とし、原則課税業者における実行経費は事業精算額(税抜)㉢とする。

様式20-2号(第10関係)

**岩手県林業成長産業化総合対策事業
関連条件整備活動等(対象森林の森林調査及び森林所有者の同意の取り付け等)事業精算集計表**

事業実施主体名:

区域名	〇〇区域	計						
事業量(ha)								
事業精算額(税込)(円)=①								
事業精算額(税抜)(円)=② 【課税業者のみ記入】								
定額単価(円/ha)								
定額(事業量×定額単価)(円)								
補助金額(円)の上限額 【市町村等】①又は②の低い額 【課税業者】②又は②の低い額								

注1: 区域とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域とする。

注2: 補助金額は、区域ごとに事業精算額(実行経費)と定額を比較し、いずれか低い額とすること。

なお、市町村等における実行経費は事業精算額(税込)①とし、原則課税業者における実行経費は事業精算額(税抜)②とする。

注3: 本様式と併せて、次の資料を添付すること。

①関連条件整備活動(対象森林の森林調査及び森林所有者の同意取り付け等)事業精算書

②位置図(5万分の1)、実施区域図(5千分の1) ③同意書兼委任状 ④日誌 ※③,④については任意様式。

様式20-2(参考)
同意書兼委任状

同意書

私は、〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業「〇〇〇〇〇〇(関連条件整備活動等(対象森林の森林調査及び森林所有者の同意の取付け等))」について、別紙所有山林の現地立会確認に協力することに同意します。

年 月 日

住所: _____

氏名: _____ (印)

委任状

私(委任者)は、〇〇年度岩手県林業成長産業化総合対策事業「〇〇〇〇〇〇(関連条件整備活動等(対象森林の森林調査及び森林所有者の同意の取付け等))」別紙所有山林の所有界現地立会確認を下記の代理人に委任いたします。

記

(代理人)

住所: _____

電話: _____

氏名: _____

年 月 日

住所: _____

電話: _____

氏名: _____ (印)

以上

様式20-3号(第10関係)

**岩手県林業成長産業化総合対策事業
関連条件整備活動等(森林作業道整備)事業精算集計表**

事業実施主体名:

路線名	〇〇線	計						
区域名								
事業量(m)								
事業精算額(税込)(円)=㉠								
事業精算額(税抜)(円)=㉡ 【課税業者のみ記入】								
定額単価(円/m)								
定額(円)=㉢ (事業量×定額単価)								
補助金額(円)の上限額 【市町村等】㉠又は㉢の低い額 【課税業者】㉡又は㉢の低い額								

注1: 区域名には、路線が作設される間伐材生産の区域、又は接続する間伐材生産の区域を記載すること。
区域とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域とする。

注2: 補助金額は、区域ごとに事業精算額(実行経費)と定額を比較し、いずれか低い額とすること。
なお、市町村等における実行経費は事業精算額(税込)㉠とし、原則課税業者における実行経費は事業精算額(税抜)㉡とする。

注3: 本様式と併せて、次の資料を添付すること。

- ①関連条件整備活動等(森林作業道の整備)事業精算書 ②位置図(5万分の1)、施行位置図(5千分の1) ③作業道開設に係る請負等契約書、精算設計書及び図面

岩手県林業成長産業化総合対策事業 関連条件整備活動等(鳥獣害防止施設等の整備)事業精算集計表

事業実施主体名:

区域名	〇〇区域	計	備考							
実施面積(ha)										
鳥獣害防止対策名										
事業精算額(税込)(円)=①										
事業精算額(税抜)(円)=② 【課税業者のみ記入】										
間接費率(%)									/	
定額単価(円/ha)									/	
定額(円)=③ (実施面積×定額単価)									/	
補助金額(円)の上限額 【市町村等】①又は③の低い額 【課税業者】②又は③の低い額										

注1:本様式と併せて、次の資料を添付すること。

- ①関連条件整備活動等(鳥獣害防止施設等の整備)事業精算書、②社会保険等加入状況調査表

注2:区域とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域とする。

注4:定額単価は、岩手県の森林整備事業に係る鳥獣害防止施設等整備の標準単価表において、事業実施主体の間接費率に応じた標準単価に1/2を乗じた額とする。

注5:補助金額は、区域ごとに事業精算額(実行経費)と定額を比較し、いずれか低い額とすること。

なお、市町村等における実行経費は事業精算額(税込)①とし、原則課税業者における実行経費は事業精算額(税抜)②とする。

様式20-5号(第10関係)

岩手県林業成長産業化総合対策事業 【間伐材生産】事業精算集計表

事業実施主体名:

区域名	〇〇区域	計	備考							
事業内容										
実施面積(ha)										
搬出材積(m3)										
主な樹種										
事業精算額(税込)(円)=㉑										
事業精算額(税抜)(円)=㉒ 【課税業者のみ記入】										
間伐区分(定性or列状)										
間接費率(%)										
定額単価(円/ha)										
定額(円)=㉓ (実施面積×定額単価)										
補助金額(円)の上限額 【市町村等】㉑又は㉓の低い額 【課税業者】㉒又は㉓の低い額										

注1: 本様式と併せて、次の資料を添付すること。

- ①搬出材積集計表(事業内容が間伐材生産の場合のみ)、②社会保険等加入状況調査表、③間伐材の生産事業精算書
- ④位置図(5万分の1)、事業区域図(5千分の1) ⑤作業道開設に係る請負等契約書、出来高設計書、平面図、⑥長期施業受委託契約書、森林経営計画認定書及び当該施行地に係る計画書の写し

注2: 区域とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域とする。

注3: 間接費率は、直接費及び共通仮設費の合計額に対する現場監督費の率と社会保険等の率の合計として区域ごとに記載すること。

注4: 定額単価は、別に定める定額単価表の中から、本集計表における間接費率に応じて選択すること。

注5: 補助金額は、区域ごとに事業精算額(実行経費)と定額を比較し、いずれか低い額とすること。

なお、市町村等における実行経費は事業精算額(税込)㉑とし、原則課税業者における実行経費は事業精算額(税抜)㉒とする。

様式20-5-1号(第10関係)

搬出材積集計表

区域名	面積(ha) (A)	搬出材積(m ³) (B)	ha当たり 搬出材積 (B)/(A)	証明書等	備考
計	0.00	0			

注1：本様式は間伐材生産事業精算集計表に添付すること。

注2：搬出材積は、間伐材生産事業精算集計表の記載内容と一致すること。

注3：証明書等の欄には、①検知野帳、②出荷伝票等の搬出材積の根拠となる資料名を記載すること。

様式20-6号(第10関係)

**岩手県林業成長産業化総合対策事業
【路網整備・機能強化対策】事業精算集計表**

事業内容	事業実施主体名:							
路線名	〇〇線	〇〇線	〇〇線	〇〇線	〇〇線	〇〇線	〇〇線	計
区域名								
事業量(m)								
事業精算額(税込)(円)= ①								
事業精算額(税抜)(円)= ② 【課税業者のみ記入】								
定額単価(円/m)								/
定額(円)= ③ (実施面積×定額単価)								/
補助金額(円)の上限額 【市町村等】 ① 又は ③ の低い額 【課税業者】 ② 又は ③ の低い額								

注1: 区域名には、路線が作設される間伐材生産の区域、又は接続する間伐材生産の区域を記載すること。
区域とは、同一の時期に、同一の作業形態のもとで一体的に事業が実施される区域とする。

注2: 補助金額は、区域ごとに事業精算額(実行経費)と定額を比較し、いずれか低い額とすること。
なお、市町村等における実行経費は事業精算額(税込)**①**とし、原則課税業者における実行経費は事業精算額(税抜)**②**とする。

注3: 本様式と併せて、次の資料を添付すること。

①路網整備・機能強化対策 事業精算書、②位置図(5万分の1)、施行位置図(5千分の1) ③作業道開設に係る請負等契約書、精算設計書及び図面